

中山間地域等直接支払制度の検証について (案)

平成16年4月28日

農村振興局地域振興課

目 次

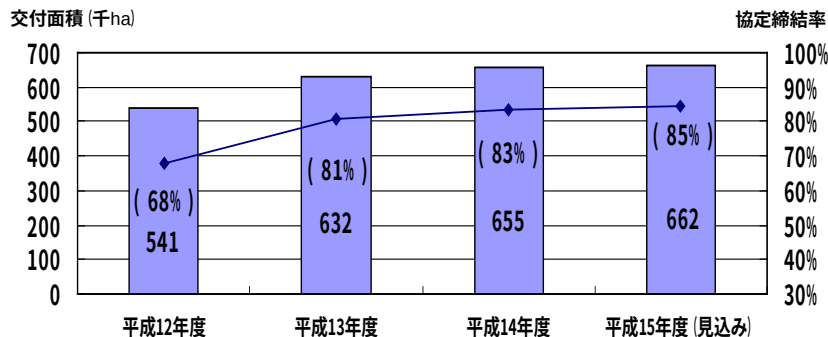
I	集落協定等の活動に関する検証	1
1.	耕作放棄地の発生防止の状況	1
2.	耕作放棄地の復旧、維持・管理の状況	3
3.	集落協定の地目別取組状況	5
4.	協定に基づく活動状況	7
(1)	農業生産活動等の取組状況	7
(2)	多面的機能を増進する取組状況	9
(3)	生産性の向上や担い手の定着等に関する取組状況	11
(4)	集落機能の活発化の状況等に関する協定締結前後の変化	16
5.	共同取組活動に係る交付金の活用状況	26
6.	交付金の個人配分に係る活用状況	29
7.	集落協定の規模別取組状況	30
(1)	集落協定の規模	30
(2)	営農上の一体性の適用状況	34
8.	共同取組活動での多様な主体との連携状況	35
9.	個別協定の取組状況	37
II	制度の対象地域に関する検証	39
1.	都道府県特認基準の設定の内容及び活用状況	39
2.	8法指定地域外の特認基準の設定状況	40
III	交付金の交付対象となる農用地（対象農用地）に関する検証	42
1.	市町村長裁量要件の適用状況、市町村基本方針に定めている 対象農用地の範囲	42
2.	農振農用地区域に編入することにより対象農用地の要件を満た すことになった農用地の状況	43
3.	対象農用地に含まれる限界農用地の活用状況	44
IV	協定の期間について	47
V	交付金返還免責事由について	48
VI	交付金交付の終了状況について	49

Ⅰ 集落協定等の活動に関する検証

1. 耕作放棄地の発生防止の状況

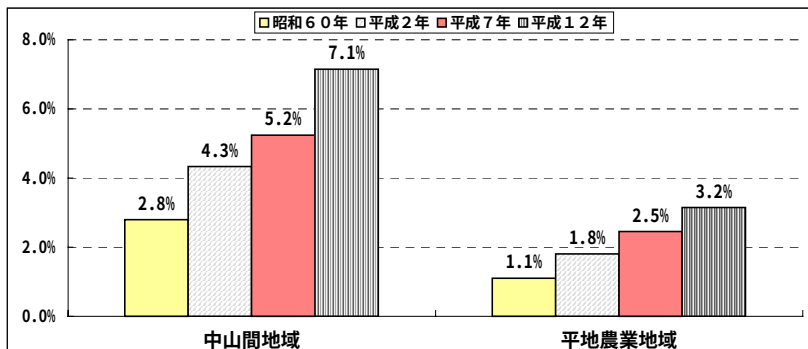
- 本制度の実施により、平成15年度（見込み）までに66万2千haの農用地において協定が締結され、適切な農業生産活動等の継続により、耕作放棄地の発生が防止されている。
- 耕作放棄地は、農業センサスによれば、平成12年度まで大きく増加している。一方、農業振興地域管理状況調査によれば、農業振興地域内農地における耕作放棄地率は、農振農用地区域内では減少傾向にある。

○交付面積の推移



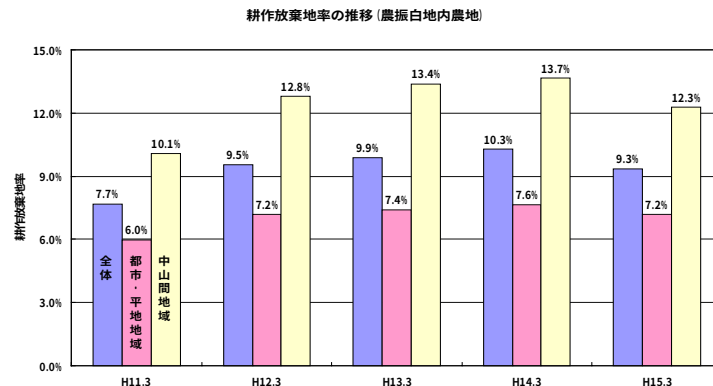
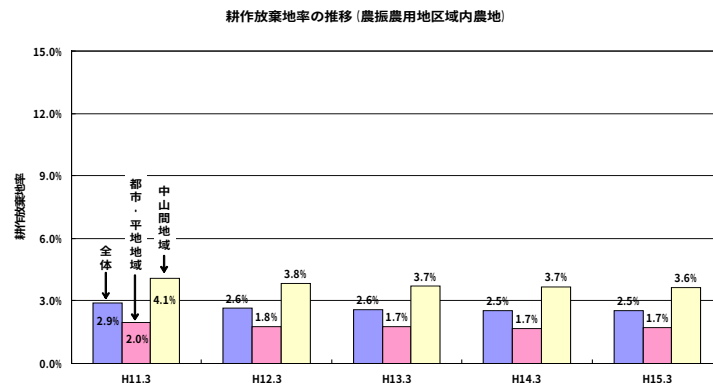
注) 協定締結率とは、市町村が策定した基本方針に定められた対象農用地面積に対する交付面積の割合

○耕作放棄地率の推移



資料：農林業センサス（農林水産省）

○農振農用地区域内の耕作放棄地率の推移

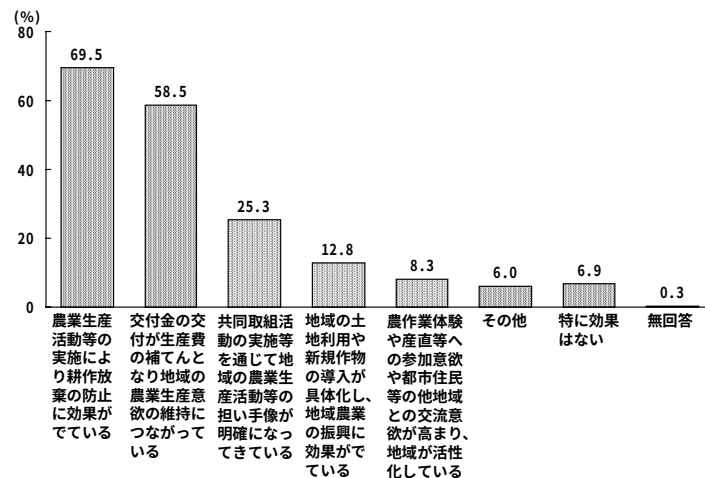
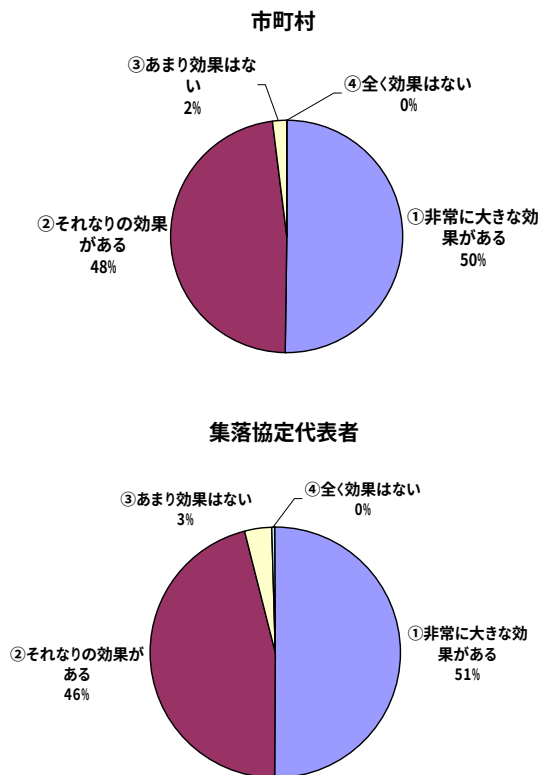


資料：農業振興地域管理状況調査（農林振興局農村政策課調べ）

○本制度を実施している全ての市町村及び集落協定代表者を対象とした調査結果（平成15年10月実施。以下、「調査結果」という。）においては、協定締結が耕作放棄地の発生防止に大きく役立っていると考えていることが伺える。

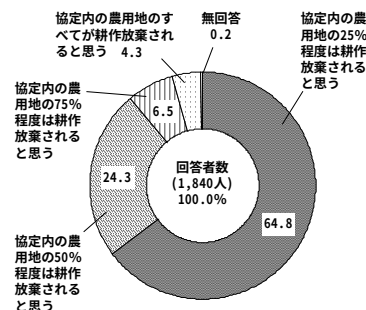
（参考 1）集落協定の締結による効果（複数回答）

○耕作放棄地を防止する効果について



資料：中山間地域等直接支払制度参加農業者の意向調査結果（H14.6統計情報部）

（参考 2）集落協定を締結しなかった場合、5年間に耕作放棄がされと思われる農用地の割合



資料：中山間地域等直接支払制度参加農業者の意向調査結果（H14.6統計情報部）

2. 耕作放棄地の復旧、維持・管理の状況

- 本制度において、平成12年度から平成16年度までの5年間のうちに415haの既耕作放棄地を復旧することとされている。
- 耕作放棄地の復旧に取り組む集落協定においては、復旧農地での新たな作物の導入への取り組み、棚田保全ボランティアの活用や観光農園など都市農村交流の展開等、耕作放棄地を活用した積極的な活動がみられる。

○既耕作放棄地等の取り込み状況

	既耕作放棄地 復旧面積 (ha)	左のうち復旧済 面積 (ha)	林地化面積 (ha)	左のうち林地化 済面積 (ha)
北海道	4	4	5	0
東北	139	85	6	5
関東	75	17	3	2
北陸	17	4	1	1
東海	5	3	1	0
近畿	50	26	1	1
中四国	42	15	4	2
九州	80	35	9	5
沖縄県	2	2	0	0
都府県	410	187	23	14
全 国	415	192	27	14

注1：既耕作放棄地の復旧済面積及び林地化済面積については、平成14年度末時点での実施済みの面積である。

注2：四捨五入の関係で一致しない場合がある。

○Y県T村U協定での事例



耕作放棄地の復旧状況（復旧後はソバを栽培・出荷）

○T県M町I協定の事例



棚田保全ボランティアによる耕作放棄地の復旧

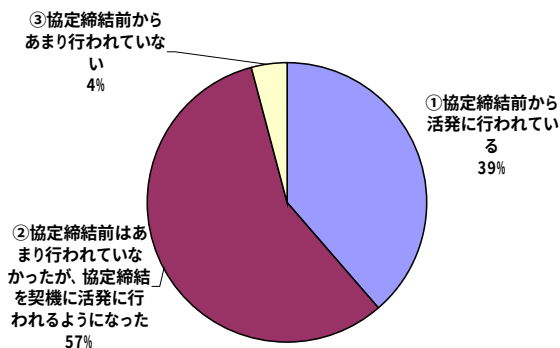
○F県M町Y協定での事例



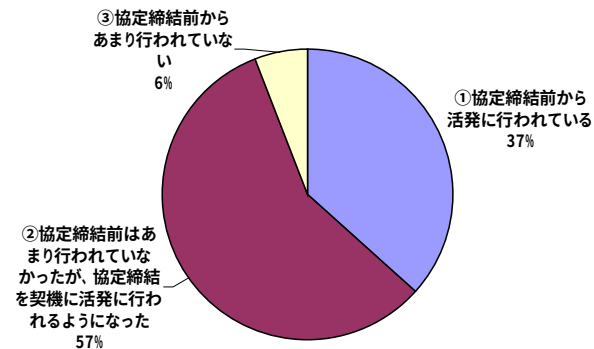
耕作放棄地を復旧し、ブルーベリーを植え付け観光農園に活用

- 調査結果によれば、耕作放棄の防止に向けた農地の法面や水路・農道等の管理活動の状況については、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」が約6割を占め、「協定前から活発に行われている」と合わせると96%に達している。
- また、「水路・農道等の管理に係る共同作業の回数」も平均で1.6回から3.2回へと約2倍に増えており、耕作放棄の防止に向けた共同活動が活発化していることが伺える。

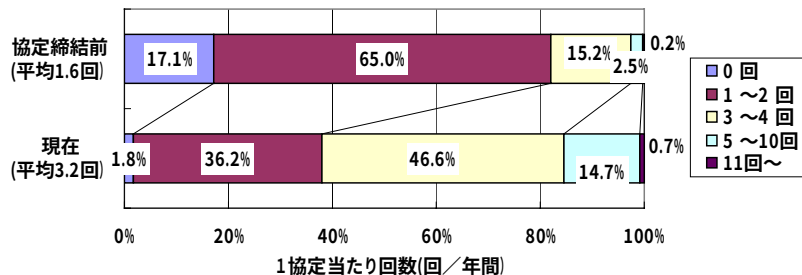
農地の法面や水路・農道等の管理について



集落全体での水路・農道等の管理に係る共同作業について



水路・農道等の管理に係る共同作業の回数の変化



(参考指標)

○全国の中山間地域における農業集落の施設等の管理の状況

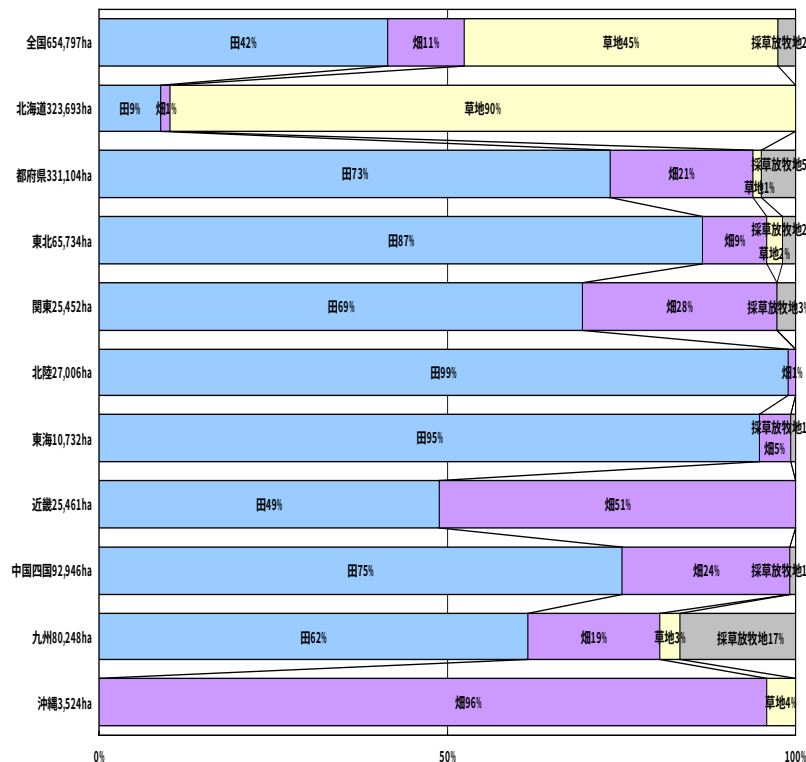
	平成2年	平成12年	増 減
総農業集落数	68,013	65,665	-2,348
実行組合がある割合 (%)	79.8%	71.2%	-8.6%
農道を共同作業で管理している割合 (%)	65.7%	64.1%	-1.6%
農業用排水路を共同作業で管理している割合 (%)	65.6%	69.6%	4.0%

資料：農林業センサス（農林水産省）

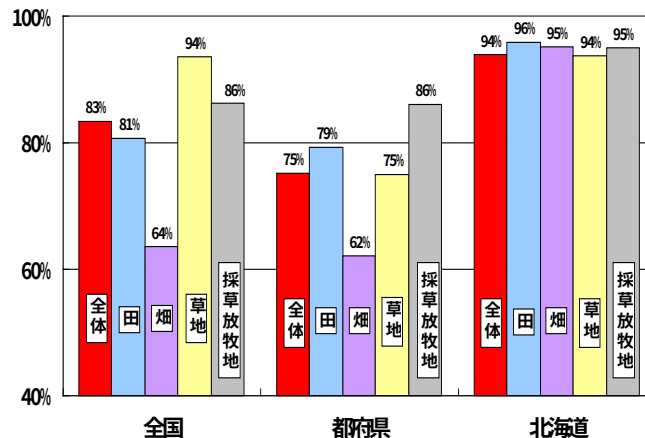
3. 集落協定の地目別取組状況

- 地目別の協定締結面積の割合は、北海道においては草地在90%を占め、都府県においては田が73%を占めている。また、ブロック別に見ると東北(87%)、北陸(99%)、東海(95%)においては田の割合が高く、近畿においては畑の割合が高く(51%)、九州においては、他のブロックに比べて採草放牧地の割合が高く(17%)、沖縄においては、畑が96%を占めるという特徴にある。
- 地目別の協定締結率は、田81%、畑63%、草地94%、採草放牧地86%となっており、畑での協定締結率が低い状況となっている。

○地目別の協定締結面積割合(ブロック別)

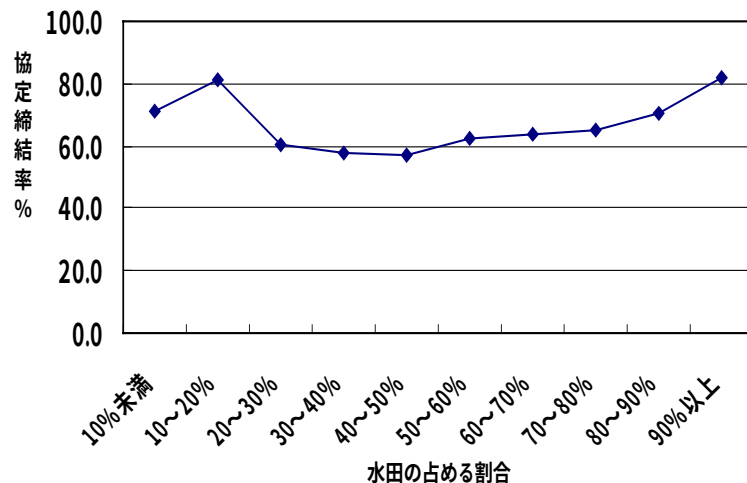


○地目別の協定締結率

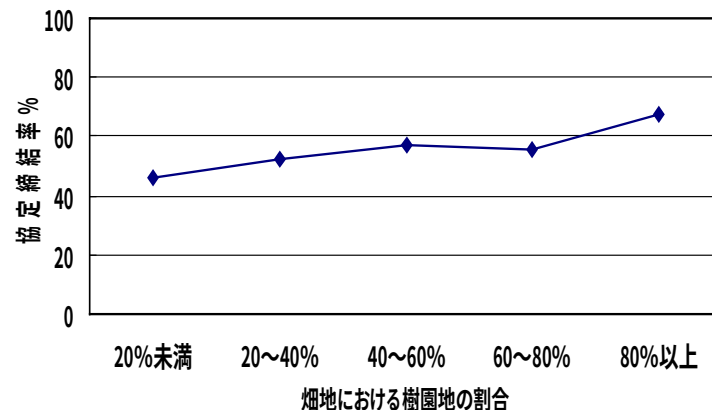


- 北海道と沖縄を除く都府県の市町村において、当該市町村における対象農用地に占める水田の割合と協定締結率との関係を見ると（この場合の平均協定締結率は75.2%）、水田の割合が低い場合及び高い場合ほど協定締結率が高くなる関係が見られる。このことは、単一地目地域ほど協定締結率が高く、田と畑の混在地域は協定締結率が低いことを表していると推測される。
- また、これを畑地のみにおいて、当該市町村の畑地に占める樹園地の割合（注）と畑地の協定締結率との関係を見ると（この場合の平均協定締結率62.0%）、樹園地の割合が高くなるほど協定締結率が高くなる関係が見られる。

○水田の占める割合と協定締結率



○畑地における樹園地の占める割合と畑地の協定締結率



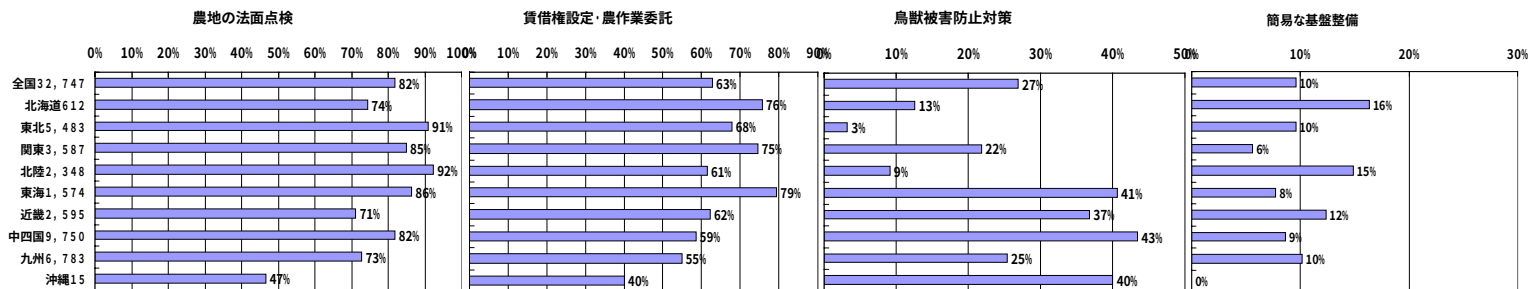
注）畑地における樹園地の割合については、「第3次土地利用基盤整備基本調査（平成5年3月、農林水産省）」のデータにおける普通畑と樹園地の割合を使用している。

4. 協定に基づく活動状況

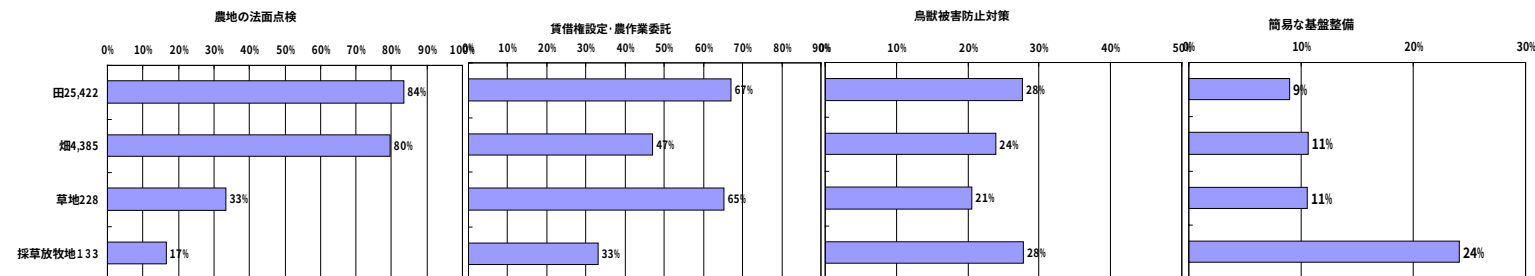
(1) 農業生産活動等の取組状況

- 集落協定の全協定に位置付けられている「水路・農道等の維持・管理」以外の主な活動の実施状況について見ると、農用地の維持・管理等においては「農地の法面点検」が82%と最も高く、次いで「耕作放棄されそうな農用地の担い手への賃借権の設定・農作業の委託」が63%となっている。また、「鳥獣被害防止対策」も27%の協定で行われている。
- ブロック別にみると、東海、近畿、中四国及び沖縄では、「鳥獣被害の防止対策」が多い。
- また、地目別にみると、田型及び畑型の協定では、「農地の法面点検」が多く、採草放牧地型の協定では、他の地目と比べると「簡易な基盤整備」が多い。

○ブロック別の取組状況



○地目別の取組状況



注) 田型及び畑型等は、当該集落における対象農用地の80%以上が田であれば田型、同じく80%以上が畑であれば畑型と言う。

○協定の締結を契機として、途絶えていた農道や水路の共同管理の復活・充実、鳥獣害対策への取り組み、直営施工による農道舗装や用水施設の整備等の基盤整備の実施等、多様な取り組みが行われている。

○農地、農道・水路の管理強化 (G県W町M協定)



・農地法面及び道水路の管理 (草刈り等)、点検、補修等共同取組活動を強化した。

○直営施工による農道開削 (S県S町T協定)



・交付金を活用して延長350mの農道を新たに開削。
・農道の開削にあたっては、建設重機のリースや機具類、日当等を交付金より支弁し、実際の測量から工事まで、すべて関係の農家等が分担して施工した。

○イノシシ対策として電気柵の設置 (G県K町T協定)



・電気柵の設置作業は、協定参加者全員で行い、電気柵の管理は、協定参加者が5人一組となり、当番制で週1回電線の見回りを行っている。

○かんがい施設を整備 (K県K市T協定)

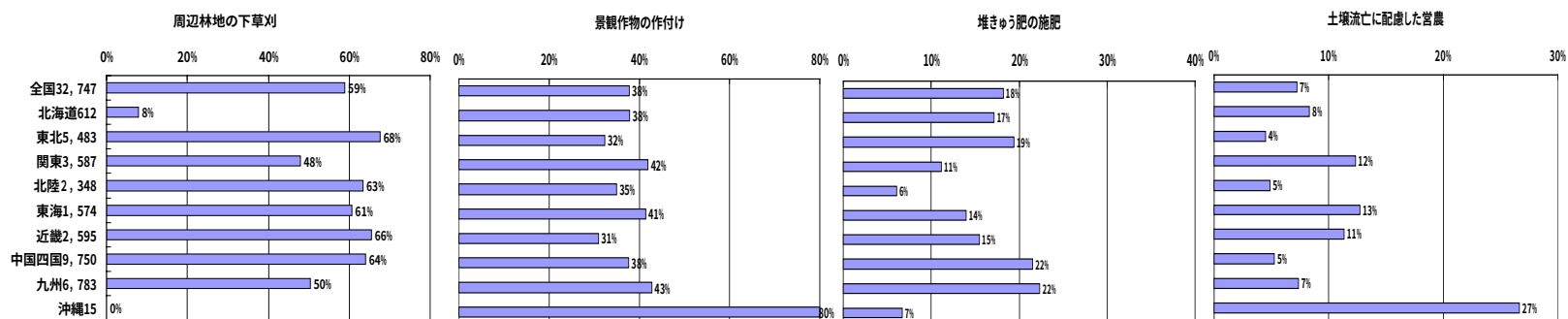


・かんがい、防除のための給水施設 (管水路、貯水槽) を整備。
・工事にあたっては、立木の伐採、整地等を共同作業により実施。

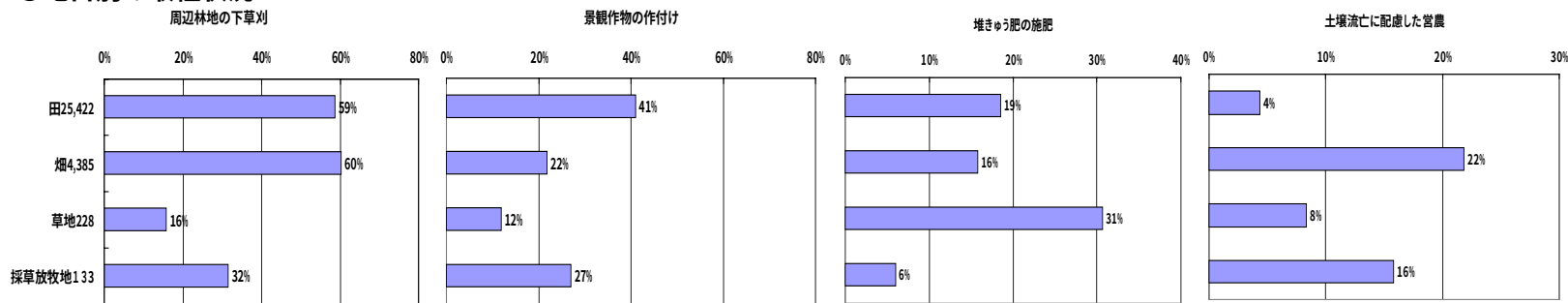
(2) 多面的機能を増進する取組状況

- 多面的機能を増進する活動においては、「周辺林地の下草刈り」が59%と最も多く、次いで「景観作物の作付け」38%、「堆きゅう肥の施肥」18%となっている。
- ブロック別にみると、北海道と沖縄を除くブロックでは、「周辺林地の下草刈り」が多く、沖縄では「景観作物の作付け」が多い。
- また、地目別にみると、田型及び畑型の協定では、「周辺林地の下草刈り」が多く、草地型の協定では、「堆きゅう肥の施肥」が多い。

○ブロック別の取組状況



○地目別の取組状況



- 農地と一体となった周辺林地の管理や土壌流亡に配慮した営農など営農と一体的な取組の他、集落内の道路や水路沿いの景観作物の植栽、棚田を活用した体験農園やオーナー制度を通じた都市住民との交流活動等、集落の環境整備や活性化に寄与する多様な取り組みが行われている。

○周辺林地の管理による景観形成 (A県S村H協定)



- ・村の花「ささゆり」の生殖しやすい環境とその増殖を目的に周辺林地の管理を充実し、良好な景観を形成。
- ・管理作業は、交付対象外農家や非農家を含めて集落全体で実施。

○棚田を通じた都市住民との交流 (G県E市D協定)



- ・棚田の荒廃防止と地域の活性化に役立てたいとの考えから、都市住民を対象とした稲刈り体験ツアーや地元の小中学校との連携による体験学習会を開催。

○ホタルの生息に配慮した水路管理 (T県T市Y協定)



- ・水路の徹底したゴミ拾いや生活排水の流入防止等を集落全体で実施。
- ・県普及センターと連携しホタルの生息環境の勉強会を開催し、産卵するホタルの生息にあわせた除草などを実践。

○ビオトープを保全し自然観察会 (N県I市K協定)



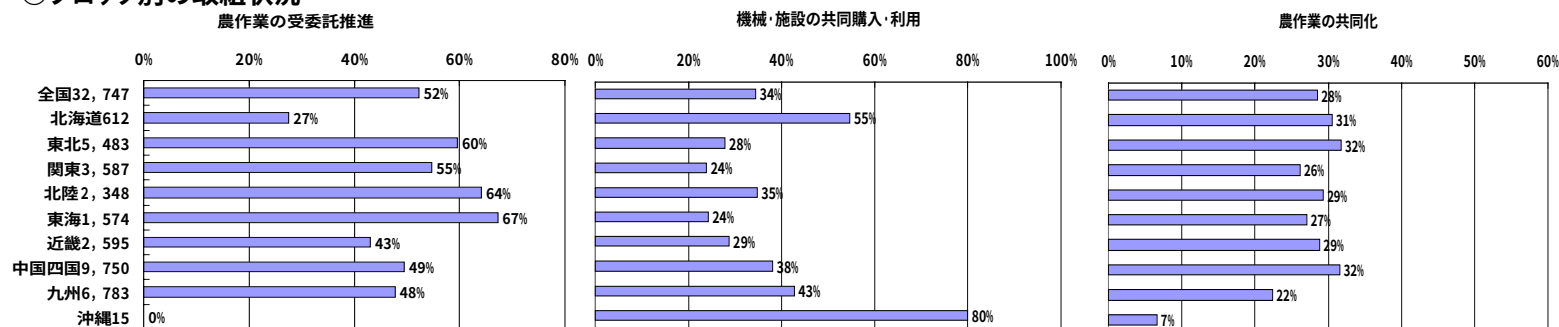
- ・ため池の周辺に菜の花を植えたり、集落内の道路沿いを花で飾る取組を実施。
- ・集落内にあるビオトープを保全し、自然観察会等に活用。

(3) 生産性の向上や担い手の定着等に関する取組状況

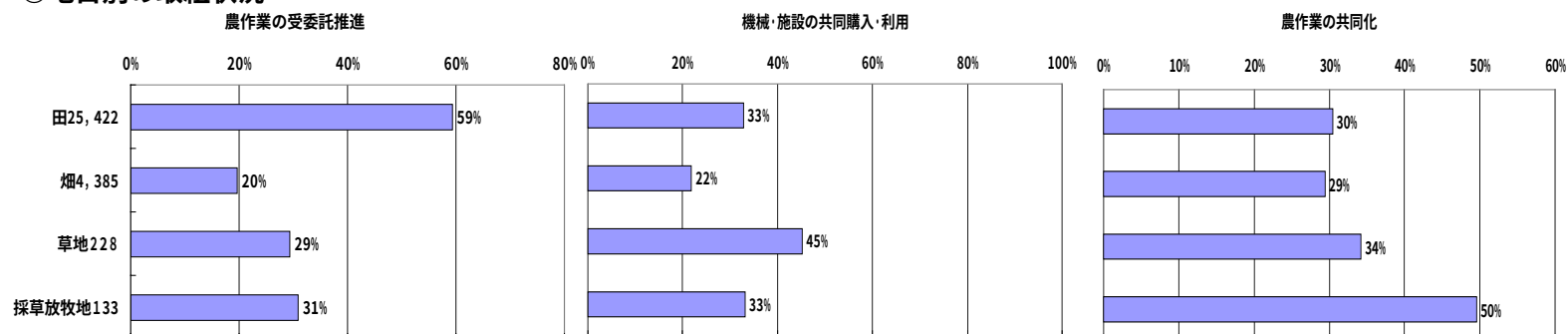
①「生産性・収益の向上」を目的とした取組状況

- 生産性・収益の向上を目標とした取組においては「農作業の受委託の推進」が52%と最も多く、「機械・施設の共同購入・利用」及び「農作業の共同化」がそれぞれ30%程度となっている。
- ブロック別にみると、北海道と沖縄を除くブロックでは、「農作業の受委託の推進」が多く、北海道及び沖縄では、「機械・施設の共同購入・利用」が多い。
- また、地目別にみると、田型の協定では「農作業の受委託の推進」が多く、草地型の協定においては「機械・施設の共同購入・利用」が多い。

○ブロック別の取組状況



○地目別の取組状況



○協定の締結を契機として、新規作物の導入による高付加価値型農業への取組、消費者等との交流による販路の拡大、農作業の効率化のための農業機械や施設の共同購入・利用等、地域の特性を活かした多様な取り組みが行われている。

○転作でソバの栽培とソバ粉の販売 (F県T町H協定)



- ・以前は、転作作物として牧草 (0.7ha) が主であったが、景観的にも美しく集落全体の目標である高付加価値型農業を営むため、「ソバ」を約0.4ha作付し、収穫後は製粉したものを町内で販売。
- ・ソバ打ち講習や試食会等を通じて集落内活動も活発化。

○農産加工品の生産・販売の取組 (N県Y町O協定)



- ・離村により戸数が7戸まで減少している小集落であるが、担い手のUターンをきっかけに生産組合を設立し、共同利用機械・施設を整備。
- ・加工所を整備し、地場産農産物を使った加工品の生産・販売に取組み、首都圏生協へも販路を拡大。

○消費者を見据えたみかんの有利販売 (A県A町M協定)



- ・市場関係者を集落に招待し勉強会を開催。その結果、消費者の購入しやすい3キロ箱に取り組むことになり、農家手取りが増加。
- ・また、交付金から共同防除・かんがい施設の維持管理費を支出。

○安全・安心な牛乳生産に向けた活動 (H県B町K協定)

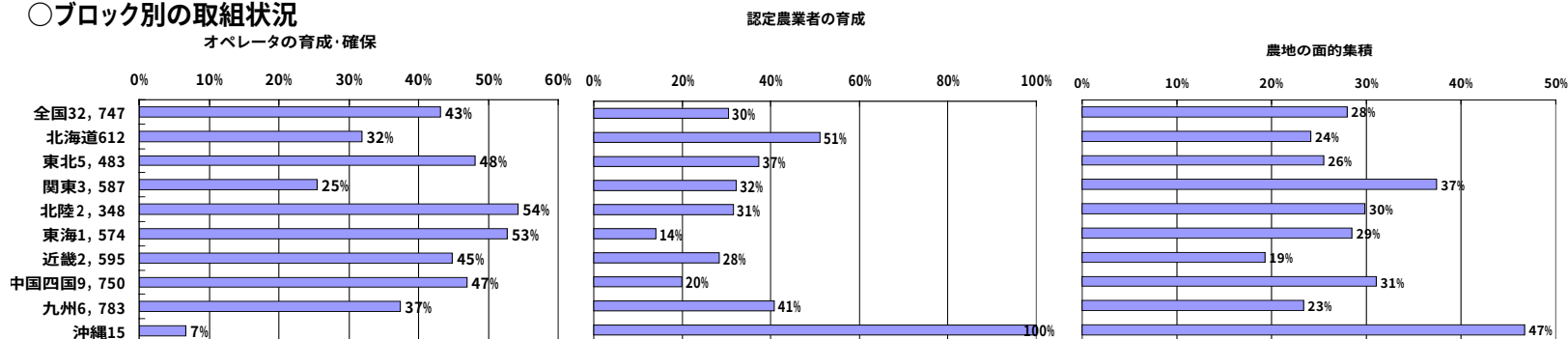


- ・安全・安心な食料の提供という消費者ニーズに対応した産地となるため、集落として共同防疫体制を整備し、家畜防疫と牛乳生産の衛生管理の向上を図っている。

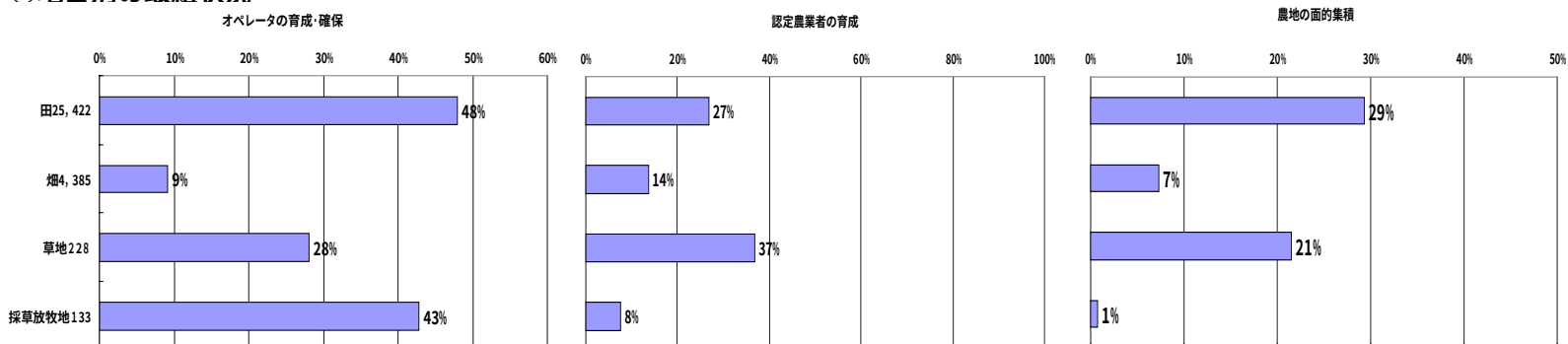
②「担い手の定着等」を目標とした取組状況

- 担い手の定着を目標とした取組においては「オペレータの育成・確保」が43%と最も多く、次いで「認定農業者の育成」30%、「農地の面的集積」28%となっている。
- ブロック別にみると、東北、北陸、東海、近畿及び中四国では「オペレータの育成・確保」が多く、北海道、九州及び沖縄では「認定農業者の育成」が多い。
- また、地目別にみると、田型、採草放牧地型の協定では「オペレータの育成・確保」が多く、草地型の協定では、「認定農業者の育成」多い。

○ブロック別の取組状況



○地目別の取組状況



○協定の締結を契機として、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、担い手等を対象とした品質向上のための技術習得や経営の合理化に向けた研修会の開催など、多様な取り組みが行われている。

○担い手の定着に向けて現地講習会を開催（S県K市M協定）



・集落の水田は標高が高く、品質向上や病害虫対策が課題であったことから、担い手を対象とした農協及び普及センターの指導により講習会を開催し、生産技術習得に努め、品質向上と生産意欲の向上に努めている。

○パソコン導入による農業経営の合理化（A県H町H協定）



・若手からの要望で各防除組合の経理等を一括管理するためにパソコンを12台購入するとともに、パソコン研修会を開催。
・経営の記帳や青色申告、農業経営改善計画の作成などに取り組む者も出てきており、農業経営の合理化に大きく役立っている。

○担い手を育成し耕作放棄地を有効活用（N県M町S協定）



・協定締結を契機に、耕作放棄地の解消と発生防止のため、A農事組合を設立。オペレーター4名を育成。
・4名のオペレーターを中心に、耕作放棄田1.9haを復旧（バックホーにより抜根、整地）。トラクター、コンバインを共同購入し、そば、小麦等の刈り取り、脱穀作業等について共同で実施している。

○また、協定の締結を契機として、農作業受託グループやコントラクター等の農作業受託組織の育成、共同作業組織や集落営農組織の設立等、持続的な農業生産活動の継続に向けた体制整備への取り組みもみられる。

○コントラクター組織の設立 (H県T町T協定)



・協定集落の中にコントラクター部会を設置し、計画的に作業機械を導入し、運行管理や経理処理も自ら行う営農支援システムを構築。

○若手が中心となり農作業受託組織を設立 (N県N町T協定)



・集落内の若手農業者が中心となって農作業受託グループを立ち上げ、交付金を活用して導入した共同利用機械を使った作業受託を推進。
・多様な担い手確保のため、県普及センターの協力を得て、定年帰農予定者を対象に水稻栽培技術の習得を支援。

○共同利用機械によるコストの低減 (H県S町S協定)



・高齢化による農家労働力の低下や規模の拡大による労働力不足で、粗飼料生産の低下が懸念されたため、堆肥散布に必要な作業機を購入し、その作業を受託して実施する仕組みを構築。

○集落営農組織を中心とした営農展開 (K県H町H協定)



・本制度に取り組むために集落営農組織を設立。
・無人ヘリによる共同防除の普及や県単事業と連携して、トラクター、コンバイン等を購入し、集落営農組織を中心とした営農活動を展開。

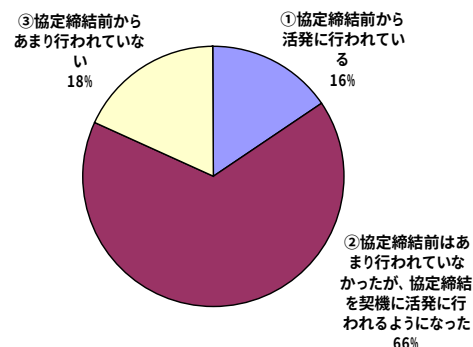
(4) 集落機能の活発化の状況等に関する協定締結前後の変化

① 集落内の話し合いの変化

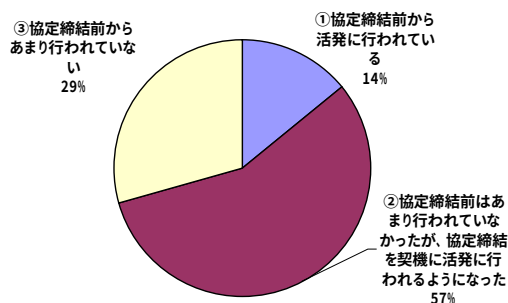
- 調査結果によれば、協定締結を契機に活発に行われるようになったとする集落協定は、「集落の活性化や将来の話し合い」については66%、「農業に関わる取り決め事項の話し合い」については57%となっており、また、「話し合い回数」も平均で1.8回から4.2回へと2倍以上に増えており、集落内の話し合いが活発化していることが伺える。
- 「話し合い活動への世帯主以外（女性や若者等）の参加」については、協定締結を契機に活発になったとする集落協定は、39%となっている。

注)ここでの検証は、本制度を実施している全ての市町村及び集落協定代表者を対象とした調査結果（平成15年10月実施、以下「調査結果」という。）のうち、集落協定代表者の結果を使用している。

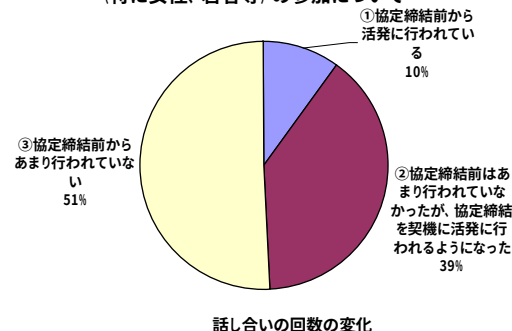
○集落の活性化や将来の話し合いについて



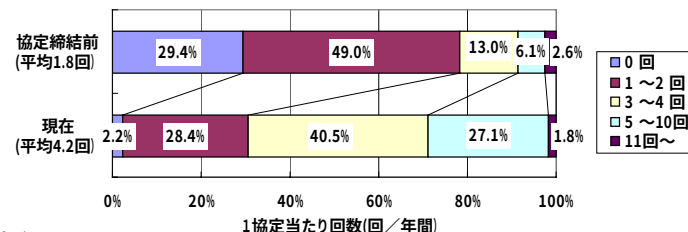
○共同作業、機械等の共同利用、作業の受委託等の農業に関わる取り決め事項の話し合いについて



○集落内の話し合いにおいて、世帯主以外の者（特に女性、若者等）の参加について



話し合いの回数の変化



(参考指標)

全国の中山間地域における農業集落の寄り合いの議題別開催率の状況（開催の割合）

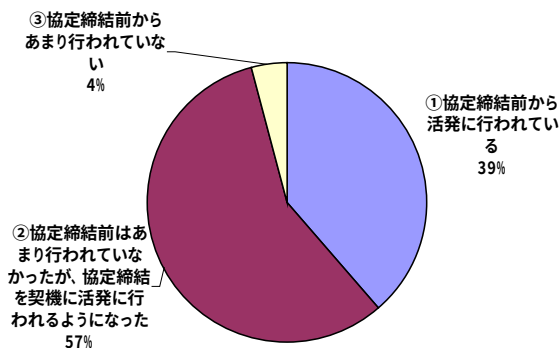
- ①農道・農業用排水路の維持・管理 : 72.8%
- ②祭り・運動会等の集落行事の計画・推進 : 88.3%
- ③環境美化・自然環境の保全 : 74.4%

(資料：「2000年世界農林業センサス」)

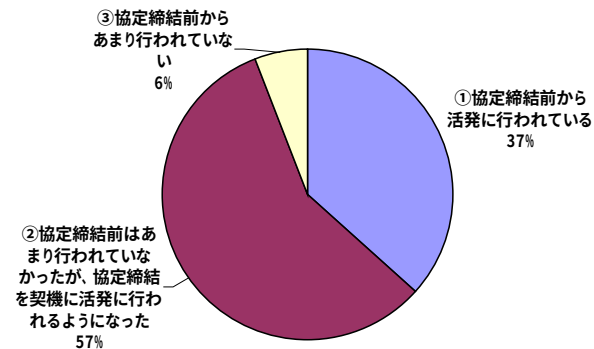
②水路・農道等の管理状況の変化 (前掲)

- 調査結果によれば、耕作放棄の防止に向けた農地の法面や水路・農道等の管理活動の状況については、「協定締結を契機に活発に行われるようになった」が約6割を占め、「協定締結前から活発に行われている」と合わせると96%に達している。
- また、「水路・農道等の管理に係る共同作業の回数」も平均で1.6回から3.2回へと約2倍に増えており、耕作放棄の防止に向けた共同活動が活発化していることが伺える。

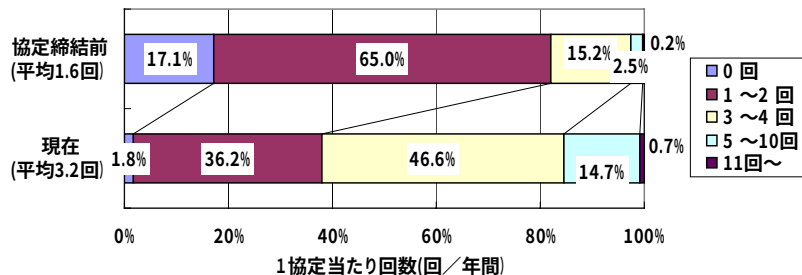
農地の法面や水路・農道等の管理について



集落全体での水路・農道等の管理に係る共同作業について



水路・農道等の管理に係る共同作業の回数の変化



(参考指標)

○全国の中山間地域における農業集落の施設等の管理の状況

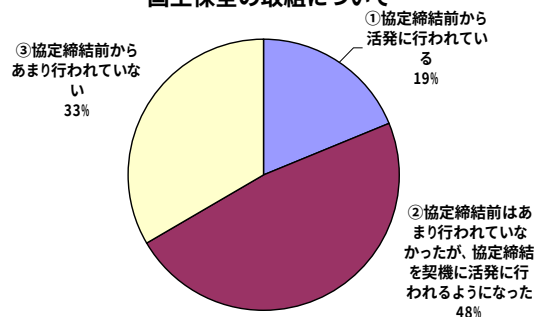
	平成2年	平成12年	増 減
総農業集落数	68,013	65,665	-2,348
実行組合がある割合 (%)	79.8%	71.2%	-8.6%
農道を共同作業で管理している割合 (%)	65.7%	64.1%	-1.6%
農業用排水路を共同作業で管理している割合 (%)	65.6%	69.6%	4.0%

資料：農林業センサス（農林水産省）

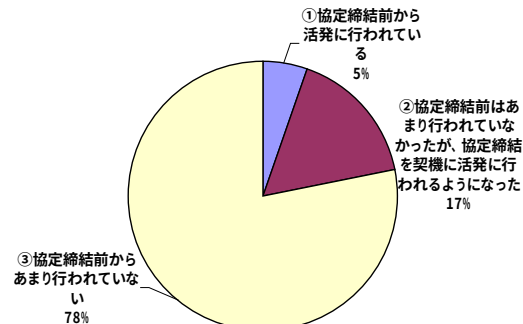
③多面的機能の増進活動に対する取組の変化

- 調査結果によれば、協定締結を契機に活発に行われるようになったとする集落協定は、「国土保全の取組」については48%、「保健休養機能を高める取組」については37%、「自然生態系の保全に資する取組」については17%となっている。
- 項目別に見ると、国土保全の取組については、「協定締結前から活発に行われている」を含めると概ね2／3の集落で活発な取組が行われており、以下、保健休養機能を高める取組については43%、自然生態系の保全に資する取組については22%となっており、営農と密着した活動ほど集落への浸透度が高いことが伺える。

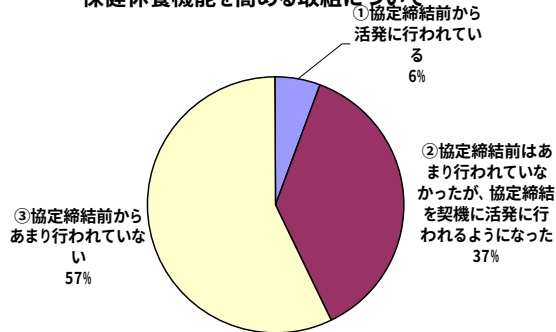
○周辺林地の管理、土壌流亡に配慮した営農の実施等、
国土保全の取組について



○魚類・昆虫類の保護や鳥類の餌場の確保等、
自然生態系の保全に資する取組について



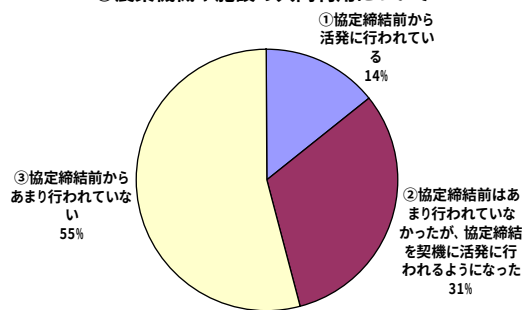
○景観作物の作付け、都市住民との交流活動等、
保健休養機能を高める取組について



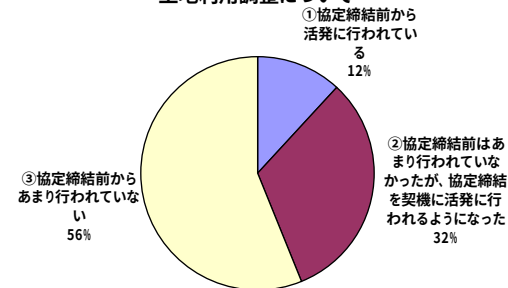
④「生産性・収益の向上」を目標とした取組による変化

- 調査結果によれば、協定締結を契機に活発に行われるようになったとする集落協定は、「機械や施設の共同利用」については31%、「集落内の土地利用調整」については32%、「収益向上の取組」については27%となっている。
- また、「協定締結前から活発に行われている」を含めると上記の3項目のいずれも概ね4割の集落で活発な取組が行われている。
- さらに、「農作業の受委託面積（基幹的農作業のうち3種類以上）」は3万9千haから5万5千haへと1万6千ha増加し、協定面積に占める割合が6.0%から8.5%に増えている。

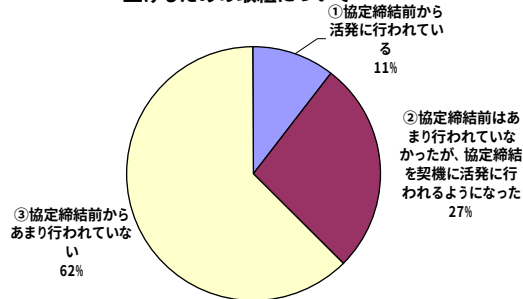
○農業機械や施設の共同利用について



○集落内での農作業の受委託や転作作物の団地化等の土地利用調整について



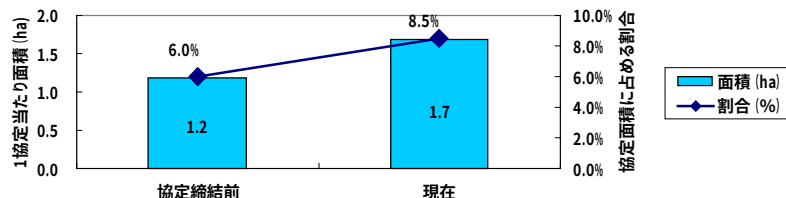
○集落内での高付加価値型農業等、農業収益を上げるための取組について



○協定締結前後の農作業の受委託面積の変化

協定締結前(ha)	現在(ha)	増加面積(ha)	増加率
38,568	54,756	16,188	42.0%

1協定あたりの農作業の受委託面積



(参考指標)

全国の水稲作の農作業を請け負った面積の増加率 (H11年→H14年)

全作業: -0.8%、防除: -21.3%、耕起・代かき: 13.5%、田植: 11.1%

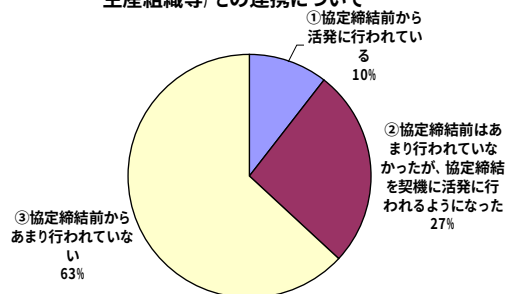
稲刈り・脱穀: 10.6%、乾燥・調製: 6.7%

(資料: 農林水産省統計情報部「2000年世界農林業センサス」、
「農業構造動態調査報告書」)

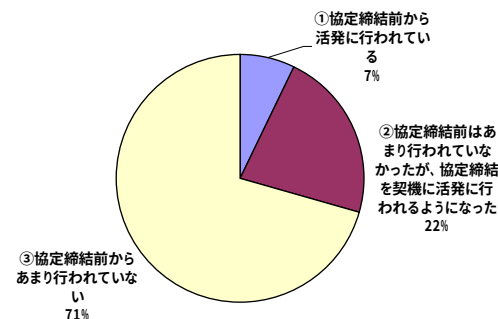
⑤「担い手の定着等」を目標とした取組による変化

- 調査結果によれば、協定締結を契機に活発に行われるようになったとする集落協定は、「担い手等との連携」については27%、「担い手の育成」については22%となっており、「協定締結前から活発に行われている」を含めると上記の2項目のいずれも、概ね3割の集落協定で活発な取組が行われるようになっている。
- 認定農業者数については、協定締結前後において約8千人増加している。また、新規就農者についても約4千人確保され、さらに農用地の利用権設定面積も約1万4千ha増加している。

○農作業受託等を行う担い手（認定農業者、農業生産法人、生産組織等）との連携について



○認定農業者、農業生産法人等、担い手の育成について



(参考指標)

- ①全国の認定農業者の増加率（H11年度→H14年度）：18%
（資料：農林水産省経営局経営政策課調べ）
- ②全国の新規就農者の数（H12年度～H14年度）：236,400人
（資料：農林水産省統計情報部「農業構造動態調査報告書」）
- ③全国の農地の総権利移動（H14年）：面積 185千ha
対前年度比 95.5%
（資料：農林水産省経営局「土地管理情報収集分析調査」）

○協定締結前後の認定農業者数の変化

協定締結前(人)	現在(人)	増加数(人)	増加率
33,093	40,835	7,742	23.4%

※新規就農者数は、集落間で重複している場合がある。

○協定締結後の新規就農者の参入状況

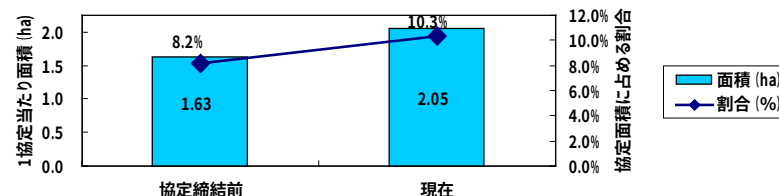
4,234 人

※新規就農者数は、集落間で重複している場合がある。

○協定締結前後の農用地の利用権設定面積の変化

協定締結前(ha)	現在(ha)	増加面積(ha)	増加率
52,885	66,558	13,673	25.9%

1協定あたりの農用地の利用権設定面積



⑥集落営農組織の育成の取組による変化

- 調査結果によれば、協定締結を契機に集落営農組織が育成された集落協定は1,963協定（6%）あり、締結前から集落営農組織の存在する集落協定3,576協定（11%）を加えると、現在までに5,539協定（17%）において集落営農組織の育成が達成されている。
- また、13,287の集落協定（43%）でその育成に向けての検討がなされている。

○協定締結前後の集落営農組織の育成状況

協定締結前(協定数)	協定締結を契機に育成(協定数)	現在(協定数)
3,576	1,963	5,539

(参考指標)

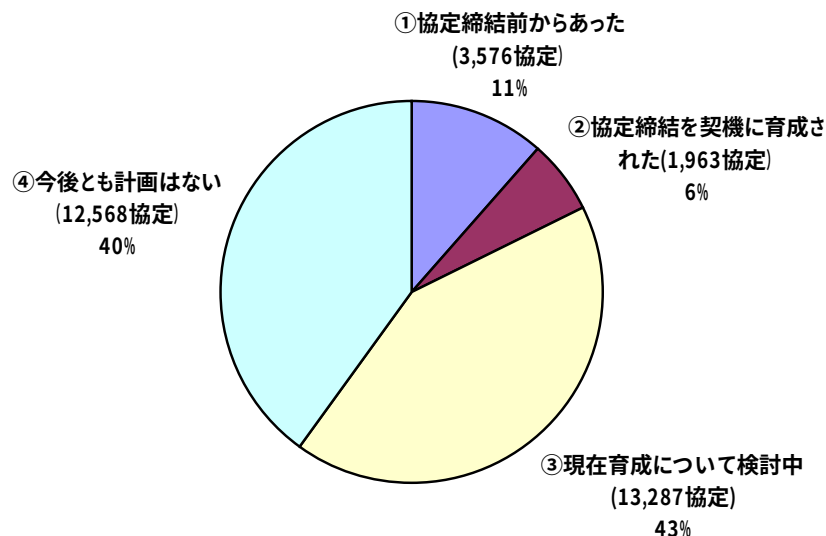
平成12年調査における全国の集落営農数：9,961

資料：農林水産省統計情報部「平成12年農業構造動態調査地域就業等構造調査結果」

注) 集落営農の定義は、「集落を構成する全農家のうち、おおむね過半の農家が参加し、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意のもとに実施される生産活動」とし、下記の6つの活動タイプに区分し、いずれかに該当する取り組みを集落営農としている。

- ①集落で農業機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などにもとづいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- ②集落で農業機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- ③集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- ④認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- ⑤集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- ⑥作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

○集落や地域の農業を担う集落営農組織(特定農業法人を含む)の育成について



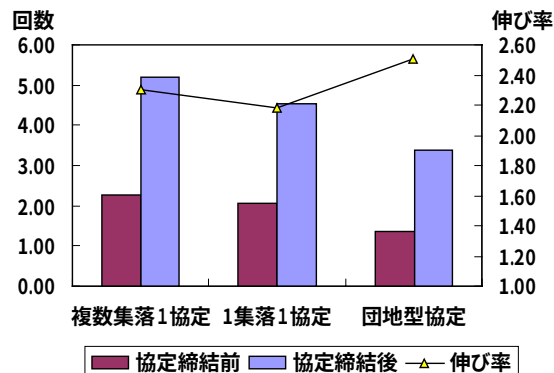
⑦集落協定のカバーする集落の範囲との関係

- 調査結果において、団地型協定は、複数集落1協定及び1集落1協定と比べて、各項目について取組状況は低くなっているが、協定締結前後の伸び率でみると、団地型協定の伸び率は僅かではあるが高くなっている。

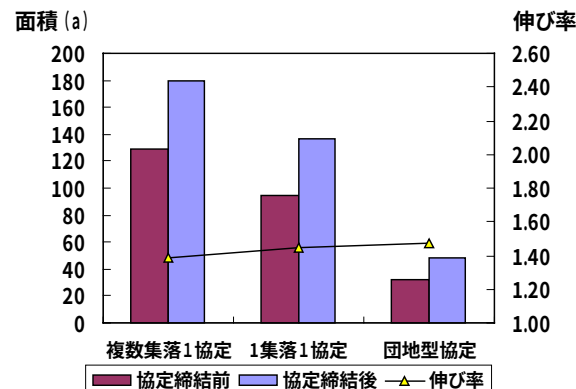
注) 集落協定の範囲について以下の3分類に類型化し、各類型に該当する集落協定のみで変化の状況を見てみた。

- ① 複数集落1協定：複数のセンサス集落に協定がまたがっており、かつセンサス集落としては1協定しか存在しない協定（平均面積126ha）
- ② 1集落1協定：1つのセンサス集落に協定が収まっており、かつセンサス集落としては1協定しか存在しない協定（平均面積12ha）
- ③ 団地型協定：1つのセンサス集落に3つ以上の協定が存在し、かつ1つのセンサス集落に収まっている協定（平均面積8ha）

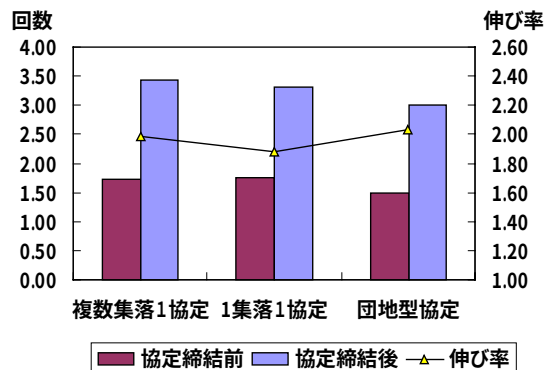
○集落内の話し合いの回数の変化



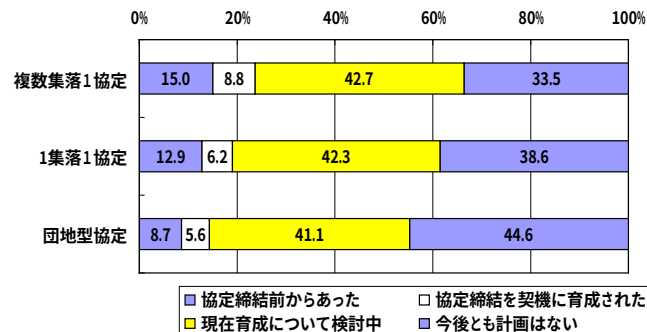
○農作業の平均受委託面積の変化



○水路・農道等の管理に係る共同作業の回数の変化



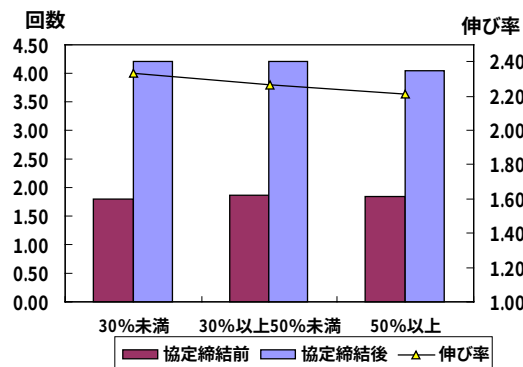
○集落営農組織の育成状況



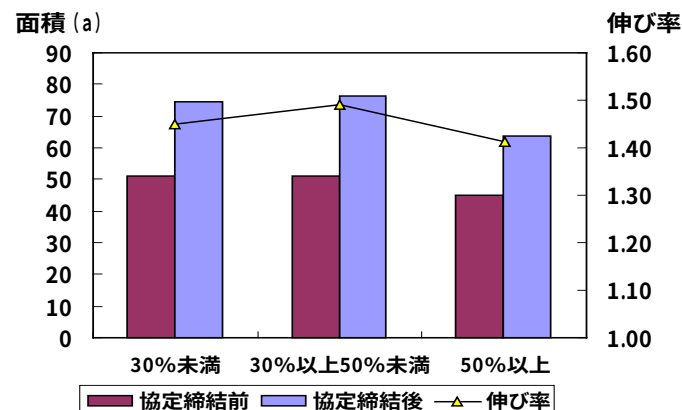
⑧集落の高齢化率との関係

- 調査結果において、集落協定における農家世帯高齢化率（65歳以上）によって協定締結前後の変化に差があるかについてみると、「集落内の話し合いの回数」、「水路・農道等の管理に係る共同作業の回数」及び「農作業の平均受委託面積」においては、いずれもほぼ同様に変化している。
- 一方、「集落営農組織の育成状況」についてみると、協定締結前後で変化しているものの、高齢化率が高い集落協定では、取組状況が低くなる傾向を示している。

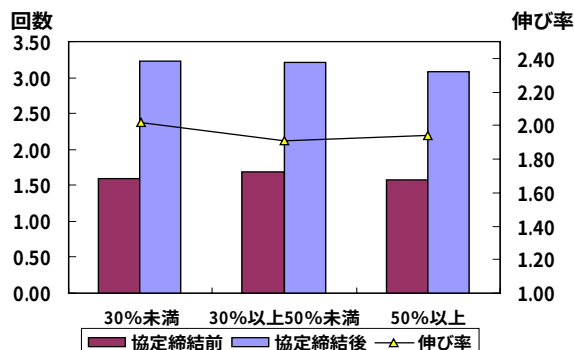
○集落内の話し合いの回数の変化



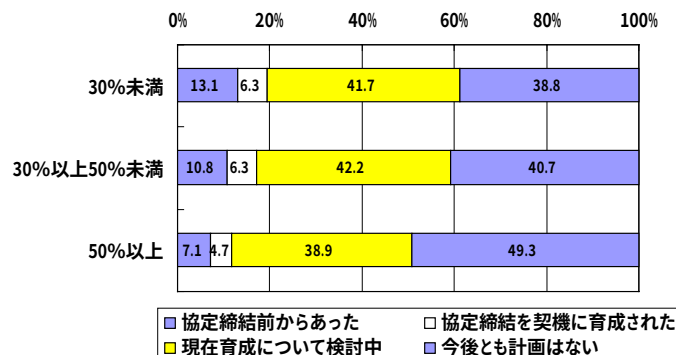
○農作業の平均受委託面積の変化



○水路・農道等の管理に係る共同作業の回数の変化



○集落営農組織の育成状況



⑨集落の農業生産活動に関する体制の変化

- 集落協定の締結を契機とした集落の農業生産活動に関する体制の変化（注）の状況についてみると、「意思決定システムが変化」が80%、「地域資源管理システムが変化」が67%、「営農システムが変化」60%となっている。
- さらに、変化のない協定のうち「以前から全て活発化」を加えると「地域資源管理システムが変化」96%、「意思決定システムが変化」82%、「営農システムが変化」61%の順に、体制整備が進んでいるという傾向が伺える。
- 全集落協定の約9割においていずれかのシステムに変化が見られ、3つのシステム全てに変化が見られる集落協定の割合は約4割となっており、全体的に見れば、協定に基づく活動により、着実に農業生産活動の体制整備が進んでいることが伺える。

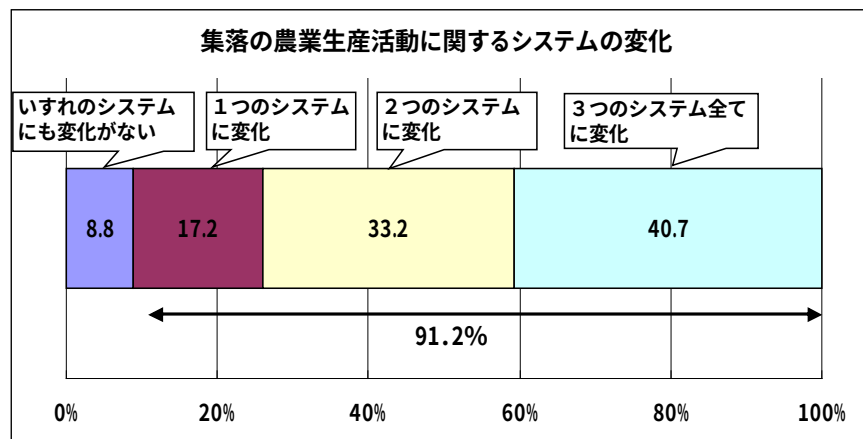
注）集落の農業生産活動に関する体制の変化の確認の手法

調査結果における「集落の話し合いの状況」、「農地や水路・農道等の管理の状況」及び「農業生産活動の継続に向けた取組」の結果から、集落の農業生産活動に関する体制の変化の状況を以下の方法で確認。

- ・「意思決定システムが変化」の集落
「集落の話し合いの状況」に関する3つの質問（P16の3つの円グラフに関する設問）のいずれかで「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と答えた集落協定とする。
- ・「地域資源管理システムが変化」の集落
「農地や水路・農道等の管理の状況」に関する2つの質問（P17の2つの円グラフに関する設問）のいずれかで「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と答えた集落協定とする。
- ・「営農システムが変化」の集落
「農業生産活動の継続に向けた取組」に関する5つの質問（P19～20の5つの円グラフに関する設問）のいずれかで「協定締結を契機に活発に行われるようになった」と答えた集落協定とする。

○集落の農業生産活動に関するシステムの変化の割合

変化の内容	意思決定システム	地域資源管理システム	営農システム
変化有り	78.8	66.7	58.3
変化無し	6.2	1.7	11.4
変化無し（以前から全て活発化）	15.0	31.6	30.3
変化無し（以前から全て停滞）	11.8	2.8	27.6
合 計	100.0	100.0	100.0



⑩ 集落の農業生産活動の継続に向けたステップアップの状況

- 協定締結を契機として、各集落協定がどの程度農業生産活動の継続に向けた取組等を活発化（ステップアップ）させたかについての評価に資するため、全集落協定31,143について、市町村長に対して行った調査とこれに基づく試算によると、全集落協定のうち、農業生産活動の継続に向けた取組みがほとんど不活発（0点で判断）であると考えられる集落協定が、協定締結前は46%であったのに対し、協定締結後は3%に減少した。
- また、農業生産活動の継続に向けた取組みが活発になった（4点以上で判断）と考えられる集落協定は、協定締結前は6%であったのに対し、協定締結後は37%に増加しており、全体的にステップアップが図られている様子が伺える。

（集落の活発化についての試算）

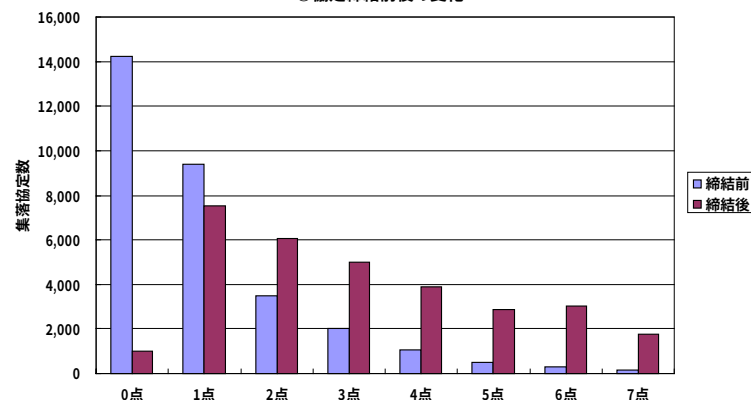
次の質問項目の活動状況について、市町村長に調査した結果を、協定締結前と締結後に分けて点数化（最大7点）し、各集落の農業生産活動の継続に向けた取組がどの程度変化（ステップアップ）したかについて調査。

ただし、問1から7までの各項目の重要度は、農業生産活動の継続に向けた取組みの観点において均一ではないが、単純化するため全て1点として試算を行った。

- 問1：集落全体での水路・農道等の管理に係る共同作業について
 問2：農業機械や施設の共同利用について
 問3：集落内での農作業の受委託や転作作物の団地化等の土地利用調整について
 問4：集落内での高付加価値型農業等、農業収益を上げるための取組について
 問5：農作業受託等を行う担い手（認定農業者、農業生産法人、生産組織等）との連携について
 問6：認定農業者、農業生産法人等、担い手の育成について
 問7：集落や地域の農業を担う集落営農組織（特定農業法人を含む）の育成について

質問事項	回答内容	点数	
		協定締結前	協定締結後
問1 問2 問3 問4 問5 問6	①協定締結前から活発に行われている	1	1
	②協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった	0	1
	③協定締結前からあまり行われていない	0	0
問7	①協定締結前からあった	1	1
	②協定締結を契機に育成された	0	1
	③現在育成について検討中	0	0
	④今後とも計画はない	0	0

○協定締結前後の変化



単位：集落数、()内は全体に占める割合

合計	14,236 (45.7%)	9,379 (30.1%)	3,500 (11.2%)	2,032 (6.5%)	1,037 (3.3%)	514 (1.7%)	296 (1.0%)	149 (0.5%)	31,143 (100.0%)
締結後7点	462	329	198	212	150	113	140	149	1,753 (5.6%)
締結後6点	1,050	642	425	293	238	204	156		3,008 (9.7%)
締結後5点	869	668	483	365	307	197			2,889 (9.3%)
締結後4点	1,349	1,049	628	517	342				3,885 (12.5%)
締結後3点	2,032	1,458	870	645					5,005 (16.1%)
締結後2点	3,012	2,174	896						6,082 (19.5%)
締結後1点	4,460	3,059							7,519 (24.1%)
締結後0点	1,002								1,002 (3.2%)
締結前0点									
締結前1点									
締結前2点									
締結前3点									
締結前4点									
締結前5点									
締結前6点									
締結前7点									
合計									

5. 共同取組活動に係る交付金の活用状況

- 交付金の配分については、「共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、市町村長は、概ね1／2以上を集落の共同取組活動に当てるように指導すること」としている。共同取組活動への配分割合が1／2以上の集落協定は77%となっており、また、配分割合別協定数をみると、40%以上60%未満が75%と最も多くなっており、全て共同取組活動に配分している集落協定も2,910協定（9%）ある一方で、個人に全て配分している協定も673協定（2%）ある。
- 共同取組活動に配分された交付金の活用状況についてみると、道路や水路、農地の管理費に最も多く使われており、この傾向はブロック別及び地目別においてもほぼ同様である。
- なお、北海道及び沖縄県においては、「その他」の支出割合が高いが、その具体的な内容は、北海道においては、畜舎内外の環境整備、町全体の農業振興のための基金への充当、事務委託費等、沖縄においては、共同防除のための農薬の一括購入等となっている。
- また、「積立・繰越」の使途が明らかなものについてみると、共同利用機械や施設整備等のための積立、災害時や離農者農地の保全のための基金等である。

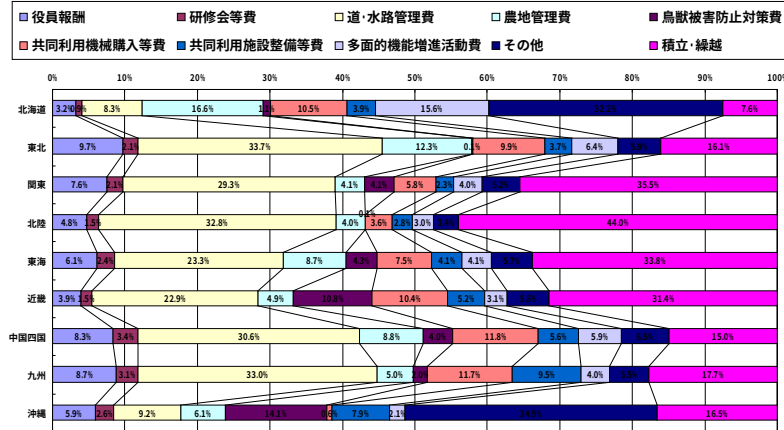
○集落協定における共同取組活動への配分割合別協定数

	合計	0%	1%以上 20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 100%未満	100%	50%以上
全 国	32,747	673	1,090	1,622	24,600	1,476	376	2,910	25,291
	100.0%	2.1%	3.3%	5.0%	75.1%	4.5%	1.1%	8.9%	77.2%
都府県	32,135	673	1,090	1,622	24,137	1,417	350	2,846	24,784
	100.0%	2.1%	3.4%	5.0%	75.1%	4.4%	1.1%	8.9%	77.1%
北海道	612	0	0	0	463	59	26	64	507
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.7%	9.6%	4.2%	10.5%	82.8%

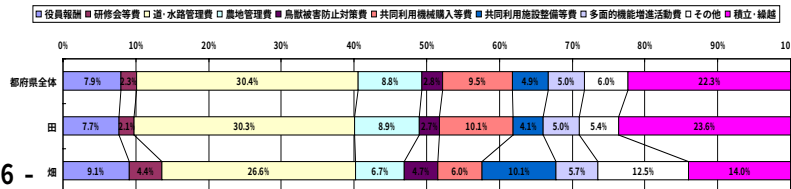
（参考）1集落協定当たりの概要（ブロック別）

	1協定当たりの平均		
	協定参加者数	協定締結面積(ha)	交付金額(万円)
北海道	32.9	529	1,260
東 北	18.2	12	160
関 東	21.5	7	101
北 陸	22.2	11	207
東 海	20.3	7	97
近 畿	21.1	10	141
中四国	17.7	9	137
九 州	20.3	12	145
沖 縄	74.8	224	866
都府県	19.5	10	143
全 国	19.8	20	163

○共同取組活動に配分された交付金の活用状況（ブロック別）



○共同取組活動に配分された交付金の活用状況（地目別）



○交付金の配分については、地域の営農実態や将来展望を踏まえた集落内での話し合いに基づき、共同取組活動の経費に重点的に配分している協定や個人配分に重点的に配分する協定もみられる。

○共同取組活動に重点配分 (H県Y町O協定)

<協定の概要>

協定面積15ha (田)、交付金額319万円/年、協定参加者28人

<協定締結の経緯>

- ・昭和63年に基盤整備が完了したことを契機に営農組合を設立し、農業機械の共同利用と大豆転作に取り組んだものの、4年後に機械部会を残して解散し、自己完結型農業を行ってきた。
- ・その後、農家の転出、高齢化により耕作放棄地が増加し、集落機能の維持が困難となるなど、危機感を抱いていた。
- ・協定の締結を契機に、機械部会を継承し、発展する形で平成13年11月に営農組合を設立し、集落協定を運営している。

交付金額：319万円/年

個人配分：10万円 (3%)
共同取組活動分：309万円 (97%)

農用地の管理 (274万円)
農地の耕作・管理 (田15ha)
転作・高付加価値型農業推進 (大麦を3.6ha作付け)
遊休農地の解消 (1.1ha：鳥獣被害の減少で生産意欲が向上)
鳥獣被害防止対策 (フェンス牧柵(周囲3.5km、高さ1.5m)を整備)
水路・農道の管理 (6万円)
水路管理 (4月清掃、6-8月草刈り、台風等の降雨後の見回り)
農道管理 (6月簡易補修、6-10月草刈り)
多面的機能増進活動 (10万円)
景観作物作付け (コスモス)
周辺林地の下草刈り
生産性向上・担い手定着 (13万円)
農業機械の共同購入・利用 (草刈り機、トラクター)
営農組合の設立 (生産意欲向上から営農組合を設立)
事務費等 (6万円)

<取組による成果>

- ・集落営農組織の設立
- ・共同での水路・農道の管理の回数 (年) 締結前2回 → 締結後6回
- ・鳥獣被害対策として、フェンス牧柵 (周囲3.5km、高さ1.5m) を整備

○個人に重点配分 (W県Y町T協定)

<協定の概要>

協定面積169ha (畑)、交付金額1,939万円/年、協定参加者155人

<協定締結の経緯>

- ・町の基本方針では「1/2以上が共同取組活動に使用されることが望ましい」とされているが、比較的農業後継者が多かったことから、優良な担い手の育成・確保を目的に作業の効率化や生産技術・品質の向上等に資する個人活動に重点的に取り組むこととした。

交付金額：1,939万円/年

個人配分：1,745万円 (90%)
共同取組活動分：194万円 (10%)

水路・農道の管理
水路管理 (清掃・草刈り、6km)
農道管理 (清掃・草刈り、4km)
多面的機能増進活動
周辺林地の下草刈り
土壌流亡に配慮した営農 (グランドカバーグラスの植栽)
集落内の美化活動への協力 (花の苗等の配布)
地域学習活動の実施
小学生等への農業学習の実施

<取組による成果>

- ・各種講習会 (摘果、パソコン等)、先進地や果樹専門店への視察の実施
- ・集落内の話し合いの活発化 (締結前0回 → 締結後4回)
- ・認定農業者の増加 (締結前10人 → 締結後32人)

○また、本交付金を契機として、他の中山間施策との連携を図り、都市住民との交流活動、生産基盤の整備、集落環境の整備等に一体的に取り組んでいる協定もみられる。

○県交流事業との連携による取組（N県T町O協定）

<協定の概要>

協定面積22ha（田）、交付金額396万円/年、協定参加者38人

<協定締結の経緯>

- ・過疎化・高齢化により農業生産労働力の確保が困難であることから、集落における営農活動を補完するため、本交付金を活用し中山間地域を対象とした交流支援事業（ソフト事業）との連携を図り、地域外からの農作業の支援や都市住民等との交流活動を活発化させることとした。
- ・また、集落を訪れる都市住民のため、交付金を活用し集落環境の整備を推進。

交付金額：396万円/年

個人配分分：119万円（30%）

共同取組活動分：277万円（70%）

農用地、水路・農道の管理（119万円）
農地の耕作・管理（22ha）
水路管理（4月清掃、6-8月草刈り、台風等の降雨後の見回り）
農道管理（6月簡易補修、6-10月草刈り）
用水路整備
農道整備積立金
多面的機能増進活動（63万円）
散策道路整備負担金
フラワーロード整備・植栽
生産性向上・担い手定着（16万円）
野菜直販グループ助成
野菜直販所整備
交流支援事業の負担金（119万円）

<取組による成果>

- ・ワーキング・ホリディの開催（稲刈り体験）
- ・散策道・野菜直販所の整備

○基盤整備事業との連携による取組（H県Y町T協定）

<協定の概要>

協定面積3ha（田、畑）、交付金額64万円/年、協定参加者12人

<協定締結の経緯>

- ・高齢化等により棚田の保全が困難となってきたことから、棚田保全ボランティアを受け入れ、棚田の維持と集落の活性化を図ってきた。
- ・更に本格的に棚田の保全と活用を進めるため、生産基盤整備事業と連携を図り、ハード整備と協定活動を一体的に取り組むこととした。

交付金額：64万円/年

個人配分分：0万円（0%）

共同取組活動分：64万円（100%）

農用地、水路・農道等の管理
農地の耕作・管理（3ha）
水路管理（4月清掃、6-8月草刈り、台風等の降雨後の見回り）
農道管理（6月簡易補修、6-10月草刈り）
鳥獣害防止対策
多面的機能増進活動
農地と一体となった周辺林地等の下草刈り（年2回）
棚田ボランティアの受け入れ（年4回）
農作業の受委託
高齢者の農地（83a）の基幹作業の受託
基盤整備事業の負担金（64万円）

<取組による成果>

- ・集水施設・排水路等の生産基盤整備
- ・ふれあい広場や農作業準備休憩施設等の交流施設整備
- ・棚田ボランティアの受け入れ（年4回）

6. 交付金の個人配分に係る活用状況

- 集落協定参加者1人当たりの個人配分に係る平均交付額は、全国平均で39千円、都府県で35千円、北海道で150千円となっている。
- 九州農政局の調査結果（管内の交付対象農業者の抽出調査（有効回答1,850人））によれば、農業や生活の変化については、「畦畔等の草刈り回数が多くなった」、「屋敷や農地の周辺をきれいにすようになった」、「農業生産意欲がわいてきた」と答えている農業者が多い。
- また、個人配分金の交付金の使途については、農業経営費に充てたと答えた農業者が多く、その内訳をみると、「肥料・農薬」、「その他資材費」が多い。

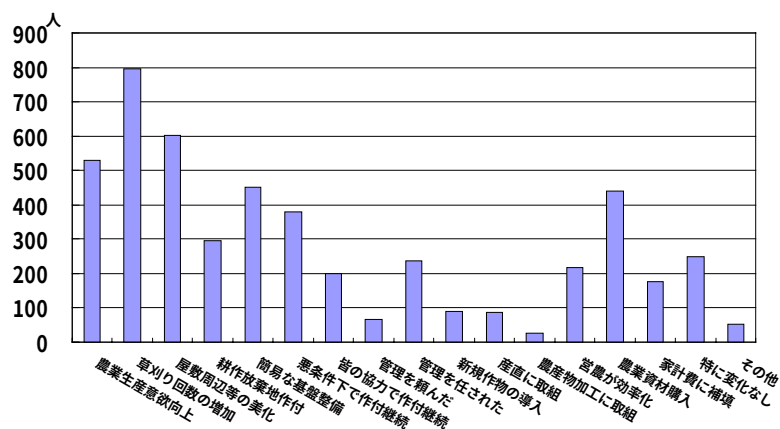
○集落協定参加者1人当たりの交付金交付の状況

	交付総額 (千円)	交付金 対象農業者 数	1人当たり 平均交付額 (円)	個人配分		共同取組活動分	
				割合（平均）	交付額(円)	割合（平均）	交付額(円)
全 国	53,830,192	646,881	83,215	46.6%	38,778	53.4%	44,437
都府県	46,116,176	626,729	73,582	47.9%	35,246	52.1%	38,336
北海道	7,714,016	20,152	382,792	39.1%	149,672	60.9%	233,120

注 個人配分及び共同取組活動分の割合は平均値であり、その交付額は1人当たり平均交付額に各割合を乗じたものである。

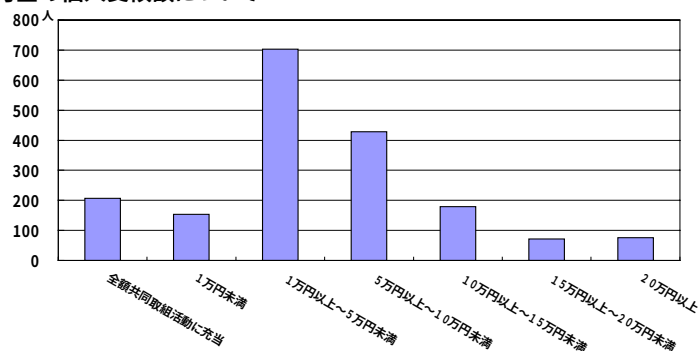
○集落協定に参加したことによる農業や生活の変化（九州農政局調査）

（複数回答可）

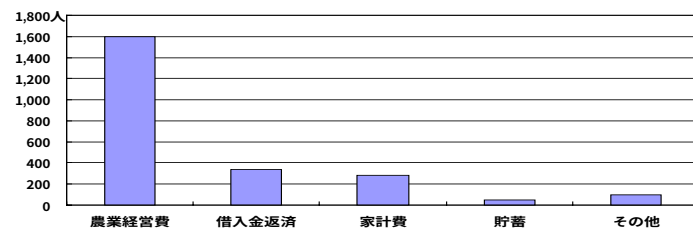


○交付金の個人配分額についての調査結果（九州農政局調査）

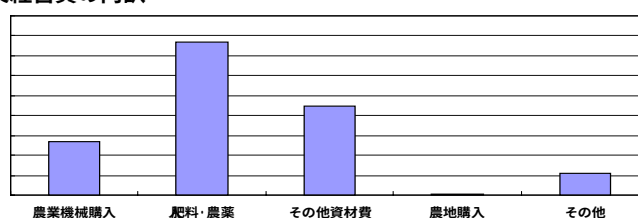
a. 交付金の個人受領額について



b. 今まで受け取った交付金の使途（2つ以内回答）



c. bの農業経営費の内訳



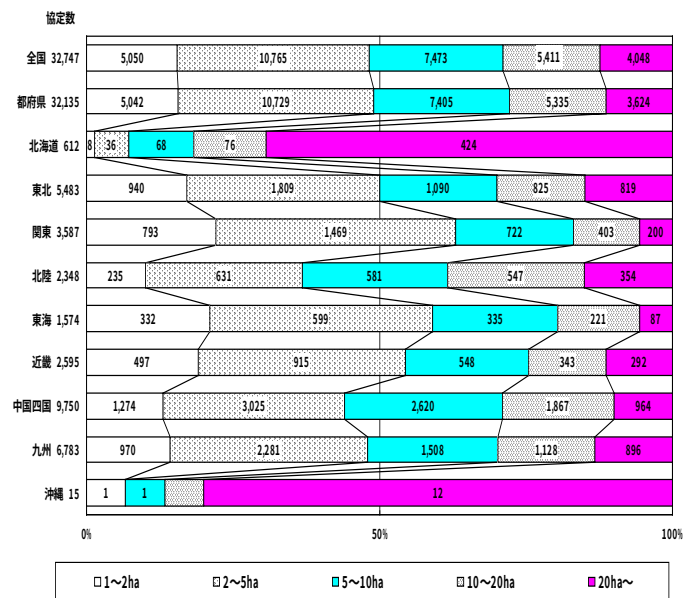
7. 集落協定の規模別取組状況

(1) 集落協定の規模

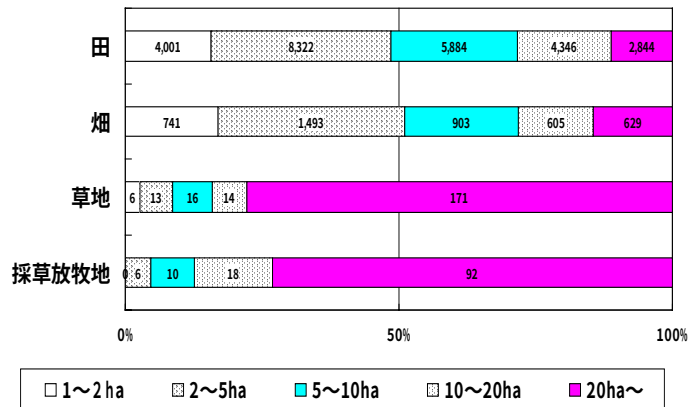
① 集落協定の規模の状況

- 集落協定における農用地面積別協定数を見ると、都府県では1ha以上5ha未満層が約5割を占め、20ha以上層が約1割となっている。北海道では、20ha以上層が約7割存在している。
- また、地目別にみると、田型、畑型では1ha以上5ha未満層が約5割を占め、草地型、採草放牧地型では、20ha以上の層が約7割以上存在している。

○ 集落協定における面積規模別協定数の割合（ブロック別）



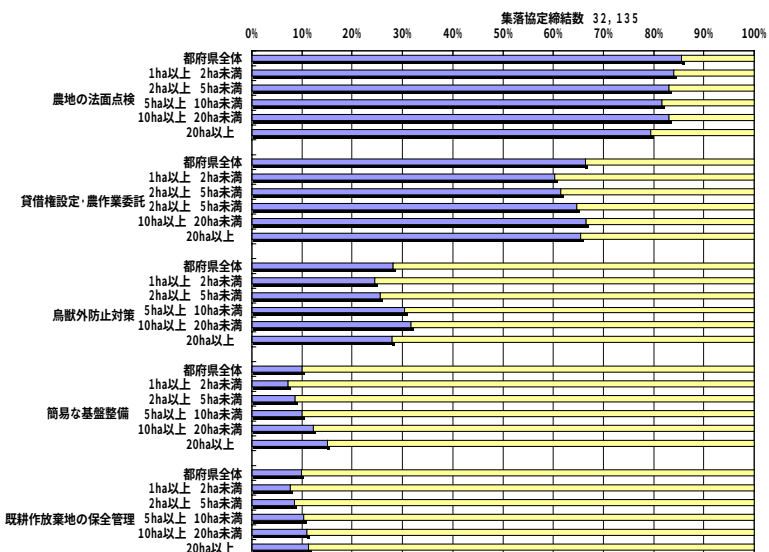
○ 集落協定における面積規模別協定数の割合（地目別）



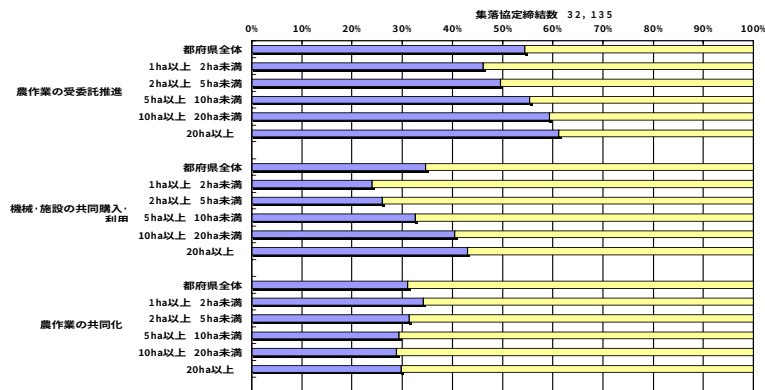
②規模別の協定活動の実施状況

- 集落協定活動における農業生産活動等の状況を規模別に見ると、農地の法面点検を除き、概ね、協定規模が大きくなるほど協定に位置づける割合が高くなっている傾向がみられる。
- 一方、生産性・収益の向上や担い手の定着等为目标とした取組状況を見ると、「農作業の受委託推進」、「機械施設の共同購入・利用」「オペレータの育成・確保」及び「認定農業者の育成」において、協定規模が大きくなるほど協定に位置づける割合が高い。

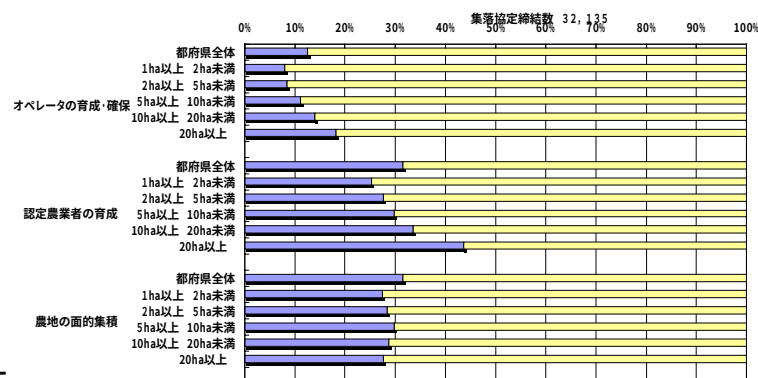
○農業生産活動等の取組状況（規模別）



○「生産性・収益の向上」を目的とした取組状況（規模別）



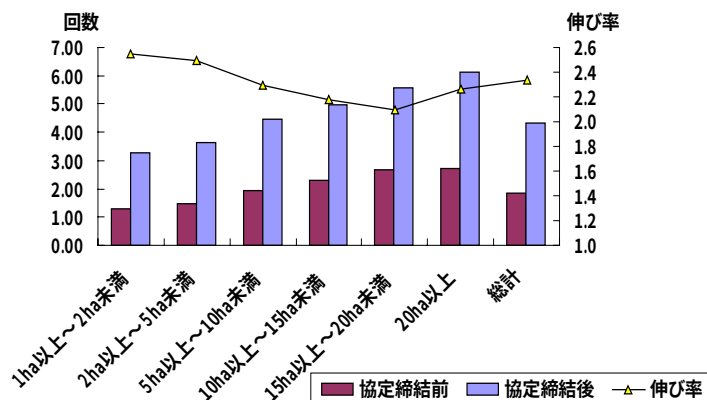
○「担い手の定着等」を目的とした取組状況（規模別）



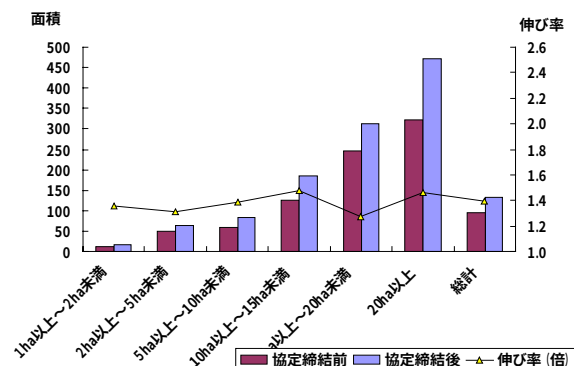
③規模別の協定締結前後の変化の状況

- 調査結果において、面積規模別に協定締結前後の変化についてみると、「集落内の話し合いの回数」及び「水路・農道等の管理に係る共同作業の回数」においては面積規模が大きくなるほど、各回数は増えている。一方、伸び率でみると、わずかではあるが規模が小さいほど伸び率が大きくなっている。
- また、「農作業の平均受委託面積」についてみると、面積規模が大きくなるほど、受委託面積が大きくなっており、また、「集落営農組織の育成状況」についても同様な傾向がみられ、協定面積規模が大きな協定集落ほど、活発な取組が行われていることが伺える。

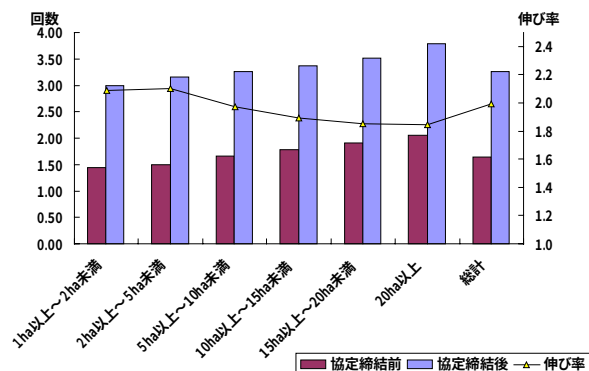
○集落内の話し合いの回数の変化



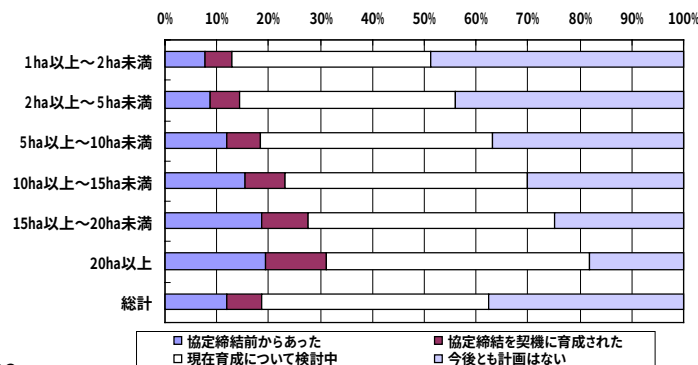
○農作業の平均受委託面積の変化



○水路・農道等の管理に係る共同作業の回数の変化



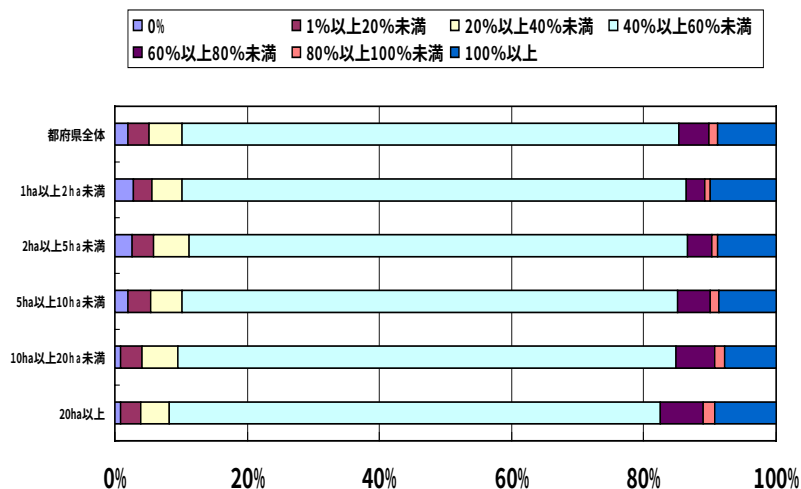
○集落営農組織の育成状況



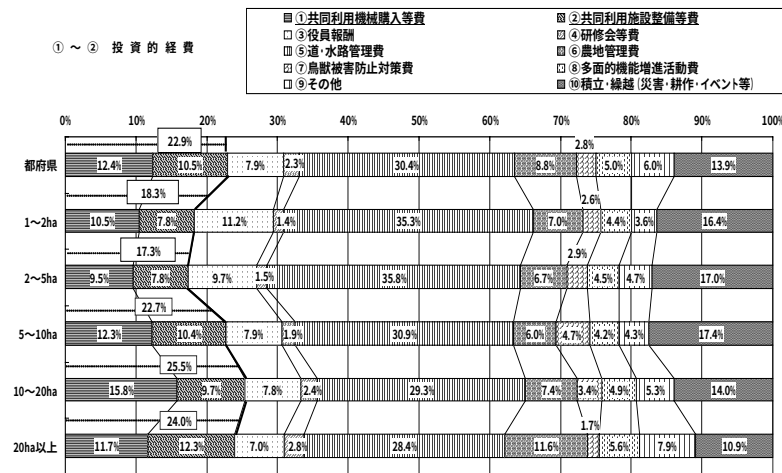
④規模別の交付金の活用に関する実施状況

- 交付金の共同取組活動の配分割合について規模別にみると、面積規模が大きな協定ほど、共同取組活動に係る配分割合がわずかなではあるが大きくなる傾向にある。
- 共同取組活動に係る交付金の活用状況についてみると、面積規模が大きな協定ほど、「共同利用機械購入等費」、「共同利用施設整備費等」の投資的経費の割合が大きくなる傾向がみられる。

○共同取組活動の配分割合（規模別）



○共同取組活動に係る交付金の活用状況（規模別）



注) 割合は金額ベースである。

(2) 営農上の一体性の適用状況

- 集落協定締結数のうち、営農上の一体性（※１）の要件を適用している集落協定数は60%となっている。これをブロック別に見ると、中国四国（74%）、北陸（69%）及び近畿（67%）で適用率が高く、沖縄（14%）、北海道（34%）及び東北（46%）においては低い適用率となっている。
- 営農上の一体性の適用率の低い地域についてみると、
 - ・北海道及び沖縄においては、1協定当たりの平均面積が大きく、
 - ・東北においては、団地型協定の割合が他のブロックと比べて高い、
 という特徴がみられる。

○営農上の一体性の形態別協定数（ブロック別）

（単位：協定）

	集落協定数	うち営農上の一体性の要件を適用している集落協定数	営農上の一体性の形態別		
			営農上の一体性の形態別		
			耕作者等重複・共同作業実施	同一生産組織・農業生産法人等	線の施設介入・構成員全員管理
北海道	568	194	76 (39.2%)	12 (6.2%)	125 (64.4%)
東北	5,237	2,388	871 (36.5%)	92 (3.9%)	1,375 (57.6%)
関東	3,297	1,808 (54.8%)	390 (21.6%)	21 (1.2%)	1,411 (78.0%)
北陸	2,310	1,591 (68.9%)	411 (25.8%)	50 (3.1%)	1,200 (75.4%)
東海	1,537	873 (56.8%)	187 (21.4%)	131 (15.0%)	582 (66.7%)
近畿	2,587	1,744 (67.4%)	496 (28.4%)	32 (1.8%)	1,229 (70.5%)
中国四国	9,420	6,995 (74.3%)	1,228 (17.6%)	296 (4.2%)	5,589 (79.9%)
九州	6,492	3,382 (52.1%)	837 (24.7%)	120 (3.5%)	2,486 (73.5%)
沖縄	14	2	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)
都府県	30,894	18,783 (60.8%)	4,420 (23.5%)	744 (4.0%)	13,872 (73.9%)
全国	31,462	18,977 (60.3%)	4,496 (23.7%)	756 (4.0%)	13,997 (73.8%)

（注）一つの集落協定に複数の団地がある場合があるので、形態別の計とは一致しない。

（※１）交付金の交付対象となる農用地は1ha以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上必要である。「営農上の一体性」とは、一団の農用地を構成する全ての団地が、①団地間で耕作者、受託者等が重複し、かつ、その全ての耕作者、受託者等による共同作業が行われている場合、②同一の生産組織、農業生産法人等により農業生産活動が行われている場合、③団地間に水路・農道等の線の施設が介入し、当該施設が構成員全員によって管理されている場合のいずれかの条件を満たす場合としている。

○協定面積及び集落協定の範囲との関係

ブロック	営農上の一体性の適用率(%)	1協定当たりの平均面積(ha)	類型別の集落協定数（構成比）			
			複数集落1協定	1集落1協定	団地型協定	その他
北海道			47.5	23.7	7.3	21.5
東北		11.6	3.1	35.9		21.1
関東	54.8	6.9	10.1	39.1	30.2	20.5
北陸	68.9	11.5	5.7	73.6	10.6	10.1
東海	56.8	6.8	3.1	53.1	27.6	16.2
近畿	67.4	9.8	3.6	50.2	31.7	14.5
中国四国	74.3	9.4	8.8	50.0	21.9	19.3
九州	52.1	11.8	8.2	42.1	25.4	24.3
沖縄			20.0	80.0	0.0	0.0
都道府県計	60.8	10.2	6.9	46.6	26.9	19.6
全国計	60.3	19.8	7.7	46.2	26.5	19.6

（注）集落協定の範囲の定義については、22Pの注を参照。

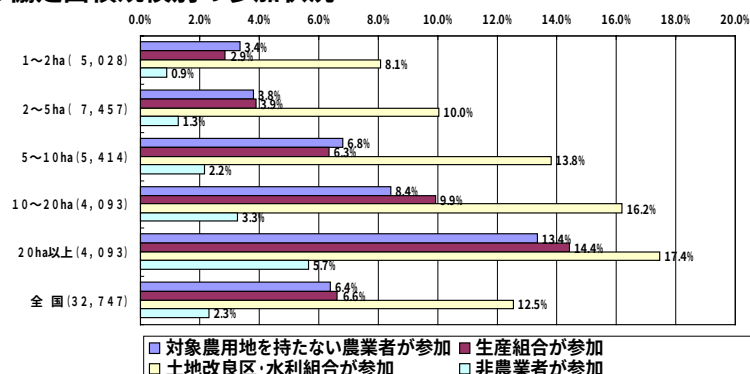
8. 共同取組活動での多様な主体との連携状況

- 対象農用地を持たない農業者や非農業者が参加している集落協定の割合を見ると、全国では9%となっている。また、ブロック別にみると、北海道では49%という高い参加率となっている。
- 集落協定の面積規模別に対象農用地を持たない農業者や非農業者が参加している集落協定の割合をみると、規模が大きくなるほど、多様な主体との連携の割合が高い。
- さらに、地目別にみると、田型の協定においては「土地改良区・水利組合」の参加の割合が高く、草地型及び採草放牧地型の協定においては、「対象農用地を持たない農業者」や「生産組合」の参加の割合が高い。

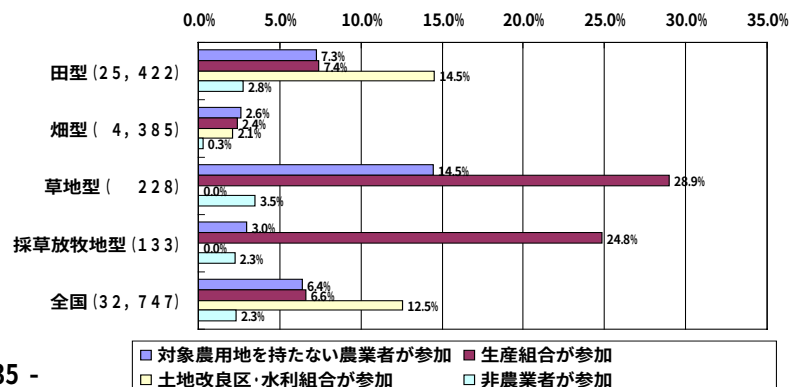
○対象農用地を持たない農業者等が参加している集落協定数

ブロック	協定数	対象農用地を持たない農業者が参加している協定数	生産組織が参加している協定数	水利組合・土地改良区が参加している協定数	その他の者が参加している協定数	うち非農業者が参加している協定数
北海道	612	268	109	16	77	30
東北	5,483	244	261	498	317	49
関東	3,587	78	97	302	233	45
北陸	2,348	332	394	347	476	144
東海	1,574	45	87	227	73	38
近畿	2,595	183	271	518	299	15
中国四国	9,750	680	588	1,338	698	337
九州	6,783	259	355	859	306	96
沖縄	15	0	2	0	1	1
都府県	32,135	1,821	2,055	4,089	2,403	725
全国	32,747	2,089	2,164	4,105	2,480	755
割合	100%	6.4%	6.6%	12.5%	7.6%	2.3%

○協定面積規模別の参加状況



○地目別の参加状況



○地域の活性化や農用地の保全活動の補完のためのボランティアとの連携、将来の農業生産活動を見据えた担い手との連携、土地改良区等との連携を図り、地域の実情を踏まえた地域全体での取組など様々な連携活動が芽生えている。

○棚田ボランティアとの連携 (H県Y町T協定)



・棚田保全推進委員会を結成し、棚田保全ボランティアである棚田交流人を受け入れ、集落をあげて棚田保全活動に取り組んでいる。

○土地改良区との連携 (T県S町S協定)



・協定参加者のうち約2割強が農地を持たない非農家であるが、土地改良区全体が一体となって協定に取り組むことにより、組合員同士の連帯意識が高揚し、除草作業、土地改良施設の管理に対する参加率が向上。

○農業公社との連携(T県K村K協定)



・農業生産活動を円滑に進めるため、基幹作業(育種、耕起・代かき、田植、収穫)については、主に農業公社が実施し、道路、水路管理及び水稻の水管理、病害虫防除等は協定参加農家が行っている。

○非農家との連携 (Y県M町O協定)

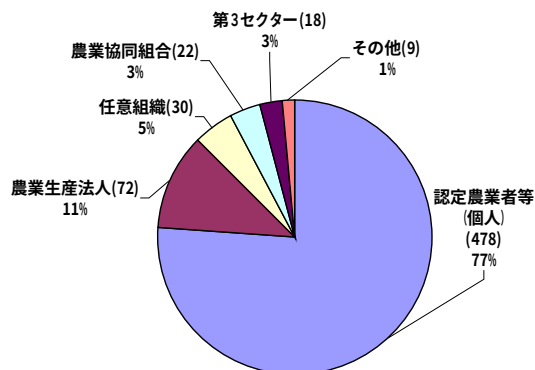


・集落外の入作農家や地域内の非農家を含めて協定を締結し、集落の美化活動として遊休農地へマリーゴールド等の景観作物の植え付け、除草等を行い、景観保全に取り組んでいる。

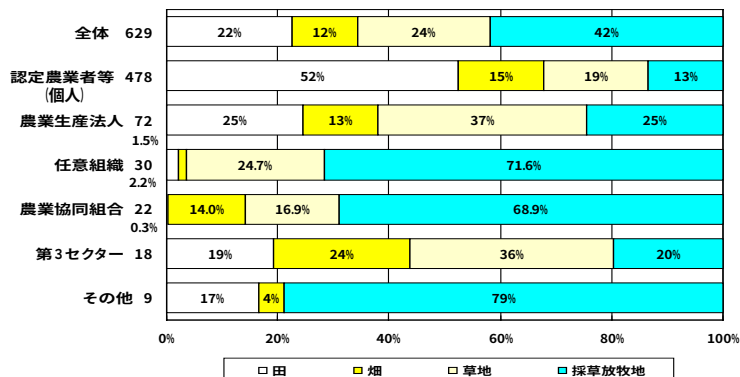
9. 個別協定の取組状況

- 個別協定締結者の経営形態別の内訳をみると、認定農業者等が全個別協定数の約8割を占めており、次に農業生産法人が約1割となっている。個別協定の平均協定面積は7.6haであるが、経営形態別にみると認定農業者等（個人）は2.9ha、農業生産法人は15.3haとなっている。
- 個別協定の地目別の取組状況を見ると、個別協定全体では採草放牧地（42%）の割合が高いが、経営形態別にみると認定農業者等（個人）は水田が約5割を占め、任意組織、農業協同組合は採草放牧地が約7割を占めている。
- なお、交付市町村に占める個別協定を実施している市町村の割合が20%以上の東北（26%）、中国四国（21%）及び沖縄（22%）に対し、北海道（0%）、北陸（7%）及び近畿（6%）においては低くなっており、地域により格差がみられる。

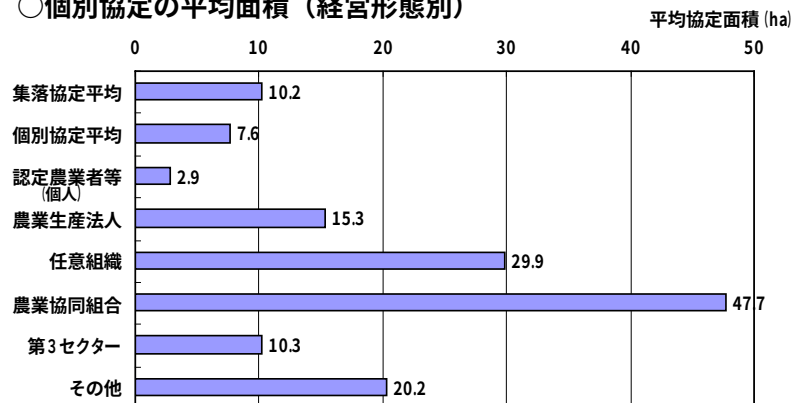
○個別協定の経営形態別内訳



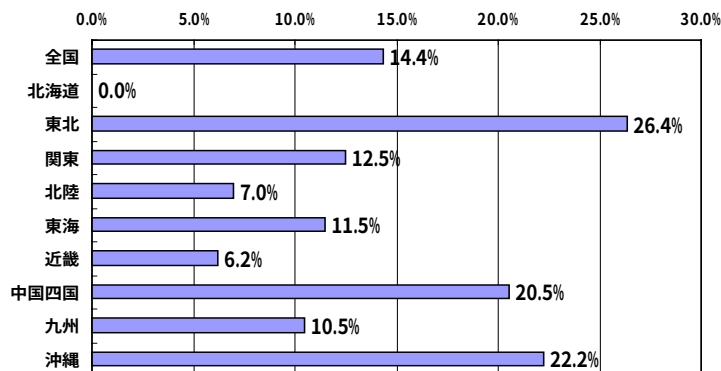
○個別協定の地目構成（経営形態別）



○個別協定の平均面積（経営形態別）



○交付市町村に占める個別協定実施市町村の割合



個別協定の事例

○認定農業者等の個人が参加（G県N市）

<協定の概要>

協定面積5.6ha（田：1.4ha、草地：4.2ha）、交付金額35万円/年

<協定締結の経緯等>

- ・協定農用地のうち75%を占める草地は、集落から離れたところにあり、集落協定による共同取組活動等の範囲とするには難しいと思われたため、当該農用地を個別協定で対応することとなった。
- ・協定参加者は認定農業者（中堅的な酪農家）で、自作地454a・借地110aを対象農用地として協定に取り組んでいる。
- ・農用地の法面や水路・農道等の草刈り及び点検を実施するとともに、畜舎周辺において景観形成作物の作付けを行っている。

○認定農業者等の個人が参加（I県S町）

<協定の概要>

協定面積1.2ha（畑）、交付金額14万円/年

<協定締結の経緯等>

- ・町としては集落協定を優先させて推進してきたが、他の農家が5年間の協定期間に不安を感じ集落協定が締結できなかった。
- ・しかし、本制度に積極的に取り組むため、自作地・借地で団地設定が可能な場合は個別協定を進めた。
- ・協定締結を契機に、除草剤を軽減した営農の取組のほか、チェーンソーを購入し、周辺の赤松林の管理を新たに実施。

○認定農業者等の個人が参加（H県K町）

<協定の概要>

協定面積0.72ha（水田）、交付金額14万円/年

<協定締結の経緯等>

- ・対象農地の引き受け者である認定農業者は町内在住だが、対象農用地所有者が町内在住ではないことや団地が点在していることから、集落協定での取り組みが難しかったため、当該農用地を個別協定で対応することとした。

○農業法人が参加（S県M市）

<協定の概要>

協定面積4.9ha（田）、交付金額88万円/年

<協定締結の経緯等>

- ・ほ場整備を契機に、集落営農組織を発展させて特定農業法人を設立し、水田転作を一手に引き受け、タマネギ等の栽培と農道・水路の維持管理事業を実施。
- ・交付金は、機械購入（タマネギ収穫機・皮剥機）・排水対策（暗渠排水埋設）に活用している。
- ・地区外在住の農用地所有者が5名おり、このほ場の耕作が問題となったが、個別協定の締結により、農用地を守ることができた。

○農業協同組合が参加（O県H村）

<協定の概要>

協定面積159.3ha（畑）、交付金額551万円/年

<協定締結の経緯等>

- ・高齢者が協定参加に消極的であり、また、一部の協定参加の意向を示した農家については、飛び地等の問題もあり団地形成が困難であるため、集落協定の締結は困難となった。
- ・このため、本制度の導入を決定していた村では、集落協定ではなく農協が推進していた農作業受委託による個別協定を締結するよう方針転換した。
- ・機械化が進んでいない集落内の高齢農家では、さとうきびの収穫等の作業は重労働であったが、農作業受委託が進み、高齢者の耕作放棄発生の懸念が薄れている。

II 制度の対象地域に関する検証

1. 都道府県特認基準の設定の内容及び活用状況

- 都道府県知事特認については、8法地域内で特認基準を設定している県は、沖縄県及び鹿児島県となっている（なお、沖縄県は全域が8法地域内、また、鹿児島県は8法地域内外で設定）。また、特認地域（8法地域外）において特認基準（対象農用地基準）を設定している都道府県は、神奈川県及び大阪府を除く44都道府県となっている。
- 8法地域外で設定されている特徴的な独自基準には、「特別豪雪地帯」、「辺地地域」を対象としているものがある。
- また、特認基準の協定締結面積は、全協定締結面積の8.7%に当たる5万7千haで、特認の実施上限である22万8千ha（神奈川県及び大阪府を除く農振農用地面積の5%）の25%となっており、全国的に見れば、特認枠の活用は低い状況にある。

8法地域内農用地基準設定 (沖縄県及び鹿児島県)	特認地域(8法地域外)の設定基準の考え方				
	国のガイドラインによるもの				さらに独自基準を設定しているもの
	(実数)	8法隣接	統計区分	社会経済	
2	44 都道府県	37	39	15	17

〔国のガイドラインの考えをベースとしている独自基準の例。〕

- ・ 5法地域に囲まれ、かつ、専業農家率及び条件不利農用地面積が一定以上、耕地率が一定未満
- ・ 準過疎地域（県振興基金条例）
- ・ 水田比率が一定程度あり、急傾斜農用地が過半
- ・ 耕作放棄地率上昇度が0.5ポイント以上
- ・ 8法地域に隣接する人口8万人以下の旧市町村

〔国のガイドラインにはない独自基準。〕

- ・ 特別豪雪地帯
- ・ 辺地地域

通常・特認基準別協定締結面積

(単位:千ha)

合計			田			畑			草地			採草放牧地		
	通常	特認		通常	特認		通常	特認		通常	特認		通常	特認
655	598	57	272	248	23	72	62	10	295	271	24	16	16	0
100.0%	91.3%	8.7%	41.5%	37.9%	3.6%	11.0%	9.5%	1.5%	45.0%	41.4%	3.6%	2.5%	2.5%	0.0%

注:下段は全協定締結面積(65万5千ha)に占める割合

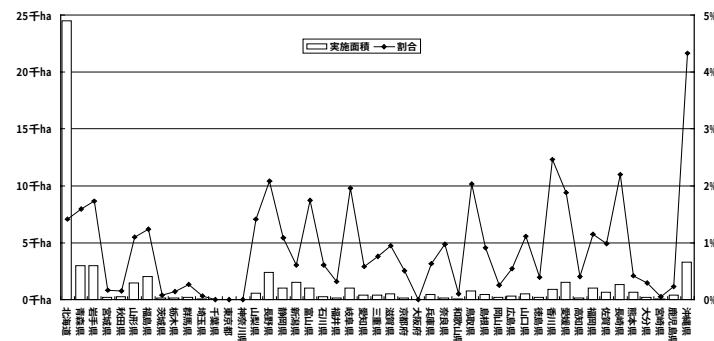
実施面積(ha)

農振農用地

特認に係る協定締結面積の特認上限面積に占める割合(14年)

農振農用地面積 (神奈川及び大阪除く)	特認上限面積 (①×5%)	特認に係る 協定締結面積	割合 ③/②
①	②	③	
4,554,042 ha	227,702 ha	57,139 ha	25%

注:特認枠の基準となる農振農用地面積は、平成11年3月末の数値とする。



2. 8法指定地域外の特認基準の設定状況

- 8法地域外農用地の指定基準の設定状況を見ると、「急傾斜農用地のみ」を対象としているのは15都県、「国が定めた対象農用地基準のうち草地比率基準を除く全て」を対象としているのは15府県となっている。なお、国が定めた農用地基準以外の基準は適用されていない。
- また、傾斜基準のみを対象としている県は西日本に、国が定めた対象農用地基準全て（北海道のみに対応可能な草地比率基準を除く）を対象としているのは東日本に集中している。
- 特認部分の協定締結率は75%となっており一般部分の協定締結率と比較するとやや低くなっている。

○8法地域外農用地の指定基準の設定の内訳（H16年4月1日現在）

通常基準			市町村長が特に必要と認めるもの		都道府県数	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中四国	九州	沖縄	全国計	
急傾斜	小区画・不整形	草地比率	緩傾斜	高齢・耕作放棄率												
					15			2	1		3	4	5		15	
					5						1	2	2		5	
					4		1	1				2			4	
					3		1	1	1						3	
					1			1							1	
					15		4	4	2	3	1	1			15	
					1	1									1	
都道府県数	44	23	1	25	17	44	1	6	9	4	3	5	9	7	—	44

8法地域内外の実施状況 (H14)

対象地域

対象農用地

[協定締結面積 (交付総額に占める割合)]

[地域振興立法8法の指定地域]

- 特定農山村法
- 山村振興法
- 過疎地域自立促進特別措置法
- 半島振興法
- 離島振興法
- 沖縄振興開発特別措置法
- 奄美群島振興開発特別措置法
- 小笠原諸島振興開発特別措置法

[特認地域: 8法地域外]

- 地域の実情に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

〔例: 8法の地域外において、
・これら地域に接する農用地
・農林統計上の中山間地域 等〕

[一般部分 (国費 (1/2))]

59万8千ha (90%)

3千ha (0.2%)

5万4千ha (9.8%)

(は、特認部分 (国費 (1/3)))

[通常基準]

- 急傾斜 (田1/20以上、畑・草地15度以上)
- 自然条件により小区画・不整形な田
- 草地率の高い (70%以上) 地域の草地

(市町村長が特に必要と認めるもの)

- 緩傾斜 田1/100~1/20
畑・草地8度~15度
- 高齢化率・耕作放棄率が高い農地

[特認基準]

- 通常基準に準ずるものとして知事が定める基準

〔 (8法地域内)
・現在、沖縄及び鹿児島県の遠隔離島地域の農用地
(8法地域外)
・実績なし。 〕

対象農用地面積 : 78万4千ha うち、一般部分70万8千ha、特認部分7万6千ha)

協定締結率 : 83% 一般部分84%、特認部分75%

III 交付金の交付対象となる農用地(対象農用地)に関する検証

1. 市町村長裁量要件の適用状況、市町村基本方針に定めている対象農用地の範囲

- 対象農用地の市町村裁量要件である「緩傾斜農用地」を対象としている市町村は交付市町村の75%。
- 一方、もう一つの裁量要件である「高齢化率、耕作放棄率が高い集落に存する農用地」を対象としているのは19%と低い状況であり、市町村がまったく適用していない都道府県も13府県ある。
- 緩傾斜農用地の指定割合を見ると、北海道及び沖縄の比較的平地の多い地域で指定割合が低い。
- 対象農用地面積は、市町村基本方針策定に当たり、計画的に定めるべきものと考えられるが、平成13年度から14年度において増減が見られた市町村が5割となっている。

○ 市町村裁量要件の適用状況 (H14)

ブロック	交付市町村 ①	市町村裁量要件		内 訳					高齢化率・耕作放棄率の高い集落に存する農用地	
		指定市町村数 ②	割合(%) ②/①	指定市町村数 ③	緩 傾 斜 農 用 地			割合(%) ③/①	指定市町村数 ④	割合(%) ④/①
					全て対象	ガイドライン	独自基準			
北海道	99	53	53.5%	52	42	8	2	52.5%	5	5.1%
東北	281	235	83.6%	235	69	145	21	83.6%	77	27.4%
関東	297	233	78.5%	231	93	130	8	77.8%	43	14.5%
北陸	155	121	78.1%	121	4	45	72	78.1%	43	27.7%
東海	120	97	80.8%	97	52	40	5	80.8%	24	20.0%
近畿	161	83	51.6%	82	15	49	18	50.9%	21	13.0%
中国四国	421	355	84.3%	353	196	80	77	83.8%	94	22.3%
九州	370	262	70.8%	262	93	131	42	70.8%	53	14.3%
沖縄	9	5	55.6%	5	5	0	0	55.6%	5	55.6%
都府県	1,814	1,391	76.7%	1,386	527	620	243	76.4%	360	19.8%
全国	1,913	1,444	75.5%	1,438	569	628	245	75.2%	365	19.1%

(注) 1. 全て対象とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の(4)のアの緩傾斜農用地基準を満たしているものを全てを対象としているものをいう。

2. ガイドラインとは、同実施要領第3の8の国が定める「緩傾斜農用地のガイドライン」に準じた基準を設けているものをいう。

(緩傾斜農用地基準の適用状況)

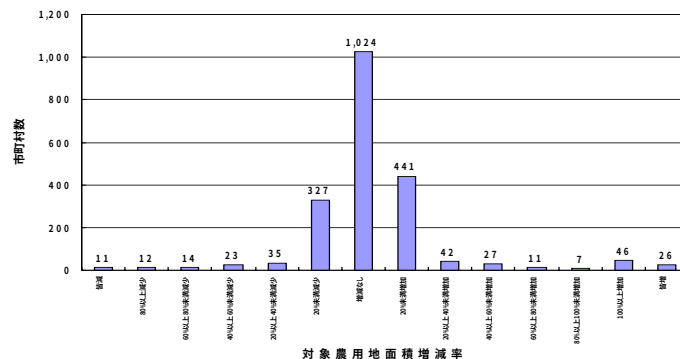
- 90%以上の市町村で適用されているのは、8府県
- 30%未満の市町村しか適用されていないのは、4府県。

(高齢化率・耕作放棄率の高い集落の適用状況)

- 50%以上の市町村で適用されているのは、4府県。
- 1つの市町村も適用されていないのは、13府県。

○ 対象農用地の増減の状況 (H13→H14)

	対象農用地を有する市町村数	うち農用地面積の増減のあった市町村数		
		小計	増加	減少
平成13年度	2,020			
平成14年度	2,035	1,022 (50%)	600 (29%)	422 (21%)



2. 農振農用地区域に編入することにより対象農用地の要件を満たすことになった農用地の状況

- 集落協定等の締結を通じて、平成14年度までに566市町村において、1万1千3百haが農振農用地区域に編入された。地目別にみると、田が約6割、畑が約3割となっており、また、編入された面積の過半を九州及び中国四国ブロックで占めている。
- 本制度により編入された面積は、全国の農振農用地の平成12年度から14年度までの編入面積2万5千haの45%を占めている。

農振農用地区域への編入状況

	農振農用地区域への編入を行った市町村	農振農用地区域への編入を行った協定数	うち協定内の全農用地面積を編入した協定数	農振農用地区域への編入面積 (ha)	内訳			
					田	畑	草地	採草放牧地
北海道	4	13	0	369	224	36	108	0
東北	62	575	39	1,240	820	77	188	155
関東	79	614	44	1,185	949	177	60	0
北陸	66	695	79	1,337	1,269	68	0	0
東海	25	149	12	112	108	4	0	0
近畿	40	328	56	673	143	526	0	4
中国四国	182	2,017	106	2,886	1,589	1,181	11	101
九州	107	1,563	162	3,034	1,973	853	15	193
沖縄	1	1	1	498	0	208	151	139
都府県	562	5,942	499	10,965	6,850	3,093	424	592
全国	566	5,955	499	11,334	7,075	3,130	533	592

(参考指標)

○全国の農振農用地区域内のうち面積の状況

	農振農用地区域内農地面積	減少の内訳	
		除外面積	編入面積
H12.3～H15.3	△29,028ha	△49,755ha	25,026ha

(資料：農村振興局農村政策課調べ)

(注) 数値は、平成12年度から14年度までの累計。

農振農用地への編入が進んだ市町村

○農振農用地の編入を行った市町村

566市町村

○農振農用地への編入面積が20ha以上で、かつ、協定締結面積に対する割合が10%以上の市町村数

69市町村

うち、

田面積の割合が高い市町村数 45市町村

畑面積の割合が高い市町村数 20市町村

草地面積の割合が高い市町村数 2市町村

採草放牧地面積の割合が高い市町村数 2市町村

農振農用地の編入事情

(S県K市) 自宅周りや道路際、山際の農地等、比較的転用の可能性が高いと目されていた農地が農振農用地から除外されていたが、本制度導入により5年間の営農が継続できることを確認した上で編入。

(H県S町) 未整備地域のため、今後も基盤整備等の農業投資の可能性がないと見て、農振農用地から除外していたが、本制度の導入により再度編入。

(S県T市) 農振計画を字図を元に作成したため、現況のほ場区画と図面とで大きな違いが生じ、事実上耕作していた農地が農振農用地になっていなかったが、本制度への取り組みを契機に見直された。

3. 対象農用地に含まれる限界的農用地の活用状況

- 平成12年度から16年度までの5年間のうちに415haの既耕作放棄地の復旧、27haの林地化が位置づけられている。
- 集落協定締結面積に占める既耕作放棄地の復旧面積が5%以上の市町村は36市町村となっている。
- 全体的に見れば、農地への復旧や林地化面積は少ないが、本制度への取り組みを契機に、積極的な取り組みを行っている市町村も見られる。

既耕作放棄地等の取り込み状況

	既耕作放棄地 復旧面積 (ha)	左のうち復旧済 面積 (ha)	林地化面積 (ha)	左のうち林地化 済面積 (ha)
北海道	4	4	5	0
東北	139	85	6	5
関東	75	17	3	2
北陸	17	4	1	1
東海	5	3	1	0
近畿	50	26	1	1
中四国	42	15	4	2
九州	80	35	9	5
沖縄県	2	2	0	0
都府県	410	187	23	14
全 国	415	192	27	14

注1: 既耕作放棄地の復旧済面積及び林地化済面積は、平成14年度末時点での実施済みの面積である。

注2: 四捨五入の関係で一致しない場合がある。



N県O村 (耕作放棄地の復旧作業)

既耕作放棄地を田に復旧するとともに、レンゲやコスモスの作付けにより、22haの棚田景観がよみがえりつつある。



H県H町 (復旧された棚田)

棚田ボランティア等により、3.4haの既耕作放棄地を復旧。
年10回程度の交流活動を通じて、棚田を保全。

☆耕作放棄地の復旧が進んだ市町村

- 耕作放棄地の復旧面積が1ha以上の市町村数 27市町村
(1市町村での最大復旧面積 62.3ha)
- 協定締結面積に対する耕作放棄地復旧面積割合が5%以上の市町村数 36市町村

☆耕作放棄地の林地化が進んだ市町村

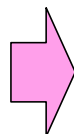
- 林地化面積が0.1ha以上の市町村数 33市町村
(1市町村での最大林地化面積 4.7ha)
- 協定締結面積に対する林地化面積割合0.1%以上の市町村数 23市町村

耕作放棄地の復旧状況の具体的事例

F県M町

〔Y集落協定〕

- ・ 47世帯中、農家は22世帯。その多くは他市に通勤。
- ・ 元々は、養蚕とたばこが中心で、繁殖牛生産が若干存在していた地域。
- ・ 現在は、たばこ生産農家8戸、繁殖牛農家は6戸程度。
- ・ 耕作放棄地面積は約5.4ha。



- ・ 遊休農地解消総合支援事業（県単事業。以下同じ。）を活用して、1haの耕作放棄地を復旧。

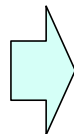


○ 交付金による活動（枠内）

- ・ 交付金の活用により、耕作放棄地を、果樹2.9ha（ブルーベリー1.5ha、柿1.4ha）、牧草1.5haに復旧。
- ・ また、本制度導入に当たり「ブルーベリー生産組合」を発足。6人の兼業農家が、出資金60万円で設立。
- ・ 本生産組合が、耕作放棄地の有効活用の母体となっている。

〔K集落協定〕

- ・ 68世帯中、農家は50世帯。専業農家は野菜生産の1戸。
- ・ 元々は、たばこ・養蚕・水稲が中心。
- ・ 現在は、たばこ生産農家8戸、露地野菜農家11戸。
- ・ 耕作放棄地の大半は荒廃桑園。



- ・ 荒廃桑園等の復旧農地は7割が牧草地、3割が野菜という計画。
- ・ 計画作りは、協定締結者の役員。
- ・ 牧草の作付けは県単事業を活用。



- ・ 復旧作業の分担化
 抜根・整地は業者委託
 播種作業は、協定農家（役員）
 刈り取り作業は協定参加の酪農家（50頭規模の農家）
- ・ 酪農家は、刈り取り作業を行い、生産物を引き取っている。

〔KA集落協定〕

- ・ 復旧する耕作放棄地は8.7ha。
- ・ 復旧する耕作放棄地の所有者は協定参加者の約3割。
- ・ 当該集落は、共同取り組み活動に100%交付金を活用。
- ・ 交付金の使用目的は、全額、耕作放棄地復旧費用。



- ・ 県単事業を活用し、これまでに、2.3haを復旧。

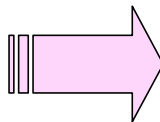
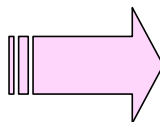
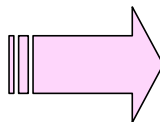


- ・ 交付金を活用して、残りの耕作放棄地について牧草地等に復旧。牧草は、集落内外の畜産農家に乾草として10kg当たり250～300円で販売予定。
- ・ また、50aをたばこ作農家へ10a当たり1万円の地代で貸し付け。
- ・ さらに、一部を契約栽培の大根生産、保育園の体験農園として利用（管理料500円／人）。
- ・ 復旧農地から得られる収益は集落協定参加者で利用。

F県M町

写真で見る耕作放棄地の復旧の前後

ススキ等を除去し田・畑に復旧



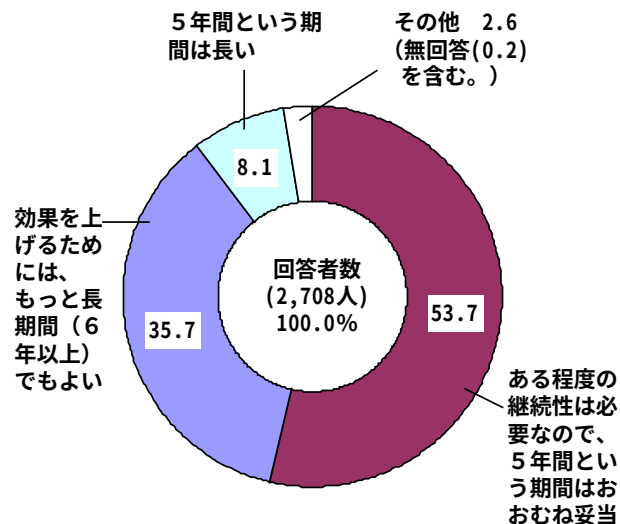
Ⅳ 協定の期間について（「5年間」の協定期間）

- アンケート調査結果では、集落協定の締結期間については、「5年間という期間はおおむね妥当」が5割と最も高く、次いで、「効果を上げるためには、もっと長期間（6年以上）でもよい」が3割となっており、これらを合わせると約9割が5年以上が適当としている。一方、「5年間という期間は長い」は1割にとどまっている。
- また、青森県からの評価報告においても、「5年間は適当である」が6割、「5年間は短すぎる」が3割となっており、「5年間は長すぎる」と答えた者は1割となっている。

○地方公共団体からの要請

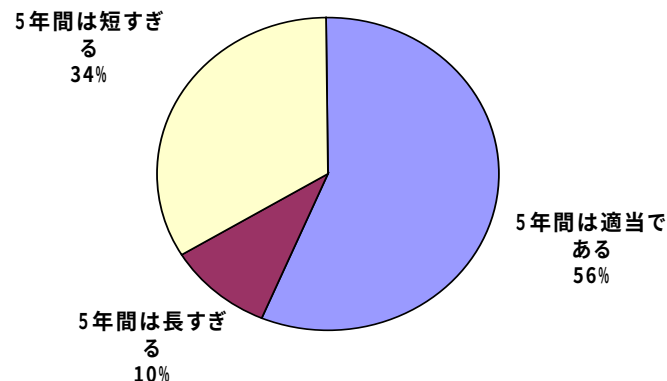
- ・高齢者ばかりで、5年間の協定期間の約束が困難。
- ・交付金の遡及返還が厳しいため、5年間の期間は長すぎる。

○集落協定の締結期間



(資料:「平成13年度中山間地域等直接支払制度に関する意向調査結果」の概要(統計情報部))

○青森県の調査(中山間地域等直接支払制度の次期対策に向けて)



(資料:集落協定代表者等アンケート報告書(H15年10月))

V 交付金返還免責事由について

- 協定農用地が耕作又は維持管理が行われなかった場合等は、協定認定年度に遡って協定農用地全ての交付金を返還。
- ただし、次の交付金返還の免責事由に該当すれば、遡っての返還には当たらない。
 - ・ 農業者の死亡、病気等の場合
 - ・ 自然災害の場合
 - ・ 土地収用法等に基づく場合
 - ・ 農地転用許可を受けて農業用施設等とした場合

○ 交付金返還の免責の事由に該当（協定そのものが廃止に至った事例）

N県S村

（協定参加者） 9人

（協定締結に至った経緯）

対象農用地は比較的条件が良好であり、維持すべき農用地として大規模耕作者が中心となって集落協定を締結。

（協定が廃止に至った理由）

国道（高規格道路）の用地として協定農用地全面積が買収されたため。

（協定締結面積） 3.5ha

K県U町

（協定参加者） 2人

（協定締結に至った経緯）

高齢ながら、意欲のある農業者2名が協定を締結。

（協定が廃止に至った理由）

参加者2名が相次いで死亡したため。

（協定締結面積） 1.1ha

VI 交付金交付の終了状況について

○平成14年度までに交付金の交付を取りやめた(返還等)協定は48協定あるが、理由は、交付対象農家と非交付対象農家間の利害の不調や生産調整の未達成などによるものである。

なお、本制度からの卒業という理由で交付金の交付を終了した協定はない。

[平成14年度までに交付金の交付を取りやめた(返還等)協定]

主 な 理 由	協 定 の 概 要		
交付対象農家と非交付対象農家間の利害の不調から、継続が困難	・K県	F 町	7協定
米の生産調整の未達成	・G県	K 村	1協定
	・O県	K 町	1協定
個別協定者が破産	・I県	D 町	2協定
集落共同作業の中心となる土地改良区が解散し、耕作が継続できないと判断	・A県	O 町	1協定
その他	・4県	10市町村	36協定
計			48協定

《本制度からの「卒業」(交付金交付の終了)の考え》

- ① 担い手が規模拡大等により集落の中核として定着すること等により、交付金の交付がなくても集落全体として農業生産活動等の継続が可能となり、耕作放棄のおそれがないと判断される場合。(集落内)
- ② 当該市町村内のほとんどの集落で①の状態となり、未達成集落の農用地について、達成集落の担い手が利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託により農業生産活動の継続が可能となり、耕作放棄のおそれがないと判断される場合(市町村内)
- ③ 農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合(農業者)